

平成 19 年第 1 回多賀城市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 19 年 2 月 19 日（月曜日）

◎出席議員（20 名）

議長 阿部 五一

1 番 佐藤 恵子 議員

2 番 伊藤 功一郎 議員

3 番 伊澤 貞夫 議員

4 番 金野 次男 議員

5 番 森 長一郎 議員

6 番 寺澤 正志 議員

7 番 板橋 恵一 議員

8 番 伊藤 一郎 議員

9 番 相澤 耀司 議員

10 番 藤原 益栄 議員

11 番 小林 立雄 議員

12 番 昌浦 泰己 議員

14 番 中村 善吉 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 石橋 源一 議員

17 番 松村 敬子 議員

18 番 根本 朝栄 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

助役 後藤 敏郎

収入役 菊池 健一

監査委員 高橋 弘

総務部長 平塚 訓章

市民経済部長 菊池 三雄

保健福祉部長 板橋 正晃

建設部長 後藤 孝

総務部次長(兼)総務課長 佐藤 利夫

総務部次長(兼)財政担当(兼)財政課長 鈴木 明広

市民経済部次長(兼)生活環境課長 福岡 新

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 相澤 明

建設部次長(兼)都市計画課長 大石 實

副理事(兼)企画課長 内海 啓二

交通防災課長 伊藤 一雄

行政管理課長 伊藤 敏明

副理事(兼)介護福祉課長 松戸 信博

介護支援室長 鈴木 健太郎

副理事(兼)道路課長 小川 憲治

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育部長 菊池 光信

教育部次長(兼)教育総務課長 伊藤 敏

文化財課長 高倉 敏明

上下水道部長 鈴木 建治

上下水道部次長(兼)管理課長 中村 武夫

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 熊谷 一典

参事(兼)局長補佐 佐藤 敏夫

主幹(兼)議事調査係長 佐藤 良彦

主査 鴫田 和子

主事 藤澤 香湖

午前 10 時 00 分 開議

○議長(阿部五一)

おはようございます。

きょうから議案の審議に入るわけでありまして、慎重な御審議をお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 2 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部五一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において小林立雄議員及び昌浦泰己議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて(和解及び損害賠償の額の決定について)

○議長（阿部五一）

日程第 2、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてであります。市道の管理上の瑕疵により発生した自転車転倒事故に伴う治療費等の損害賠償について相手方と和解し、損害賠償の額を決定することを専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

なお、詳細は建設部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

建設部長。

○建設部長（後藤 孝）

それでは、資料 3 の 1 ページにおいて御説明いたしますので、お聞き願いたいと思います。

和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

1 の、事故の状況についてでございますが、相手方は、平成 18 年 7 月 1 日土曜日、午後 7 時 30 分ごろ、多賀城市城南二丁目の店舗で買い物をするため、市道清水沢多賀城 1 号線の自転車歩行者道を自転車で走行中、車両進入防止として設置してあったロープにひっかかり転倒し、負傷したものでございます。

負傷の状況でございますが、顔面裂傷をしまして、皮膚を縫合、二、三針縫ったということでございます。

左ひじ関節打撲及び歯牙 ―― 前歯の牙だそうですが、その一部を破損したというものでございます。

次に、事故の原因等でございますが、本事故は、要因となったロープを、当時の区画整理組合より道路の帰属を受ける際、撤去させるべき指導が不十分で、かつ帰属後の道路管理においても、撤去しなかったことが招いた事故と認められるものでございます。

このことにより、市は、相手方に対し治療費、通院交通費用及び休業による損害等を与えたものでございます。

3の、損害賠償金は16万6,342円でございます。

なお、過失割合でございますが、市の過失が100%でございます。

また、損害賠償金につきましては、全額道路賠償責任保険で補てんされるものでございます。

次に、4の、和解でございますが、相手方と円滑に交渉が進み、本件事故に関し、損害賠償金のほか何ら債権債務がないことを相互に確認し、平成18年12月20日に示談を締結してございます。

次のページをお願いしたいと思います。

これは、事故の発生した当時の状況の位置図と平面図でございますが、相手方が市道清水沢多賀城1号線、黒く太く塗ってありますけれども、北進、つまり北の方に進行しておりましたところ、右側の方に写真がございますけれども、ロープにひっかかり転倒したものでございます。

このロープでございますが、当時の区画整理組合の方で、無断駐車防止用として設置してあったロープでございます。各個人の出入り口に設置してあったものでございます。

このロープにひっかかり転倒したということでございます。

なお、ロープは全部で4カ所ございまして、すべて撤去してございます。

なお、本件事故を教訓としまして、道路の維持管理に万全を期したいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について)

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及びそれに伴う規約の変更について)

○議長(阿部五一)

この際、日程第3、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて及び日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについての2件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第2号及び議案第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。これらは宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同設置する地方公共団体に、宮城県後期高齢者医療広域連合を加えるとともに、それに伴う規約の変更に係る協議を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、本件は、平成18年第4回市議会定例会において設立について議決をいただいた宮城県後期高齢者医療広域連合が、2月8日に知事の設立の許可を得たことに伴い、同日に宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会及び宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会の共同設置に加わりたいとの協議によるものでございます。

○議長(阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

次に、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決しました。

日程第5 議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(阿部五一)

日程第5、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これは小林良子委員及び高橋正至委員の任期が平成19年6月30日をもって満了することから、両委員を再度推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、資料3の5ページ以降に、現在の委員名簿並びに両委員の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案については、本市議会としては意見はなく、原案に同意を与えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、本市議会として意見はなく、原案に同意を与えることに決しました。

日程第6 議案第5号 多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 6、議案第 5 号 多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 5 号 多賀城市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例ですが、これは議員の皆さんの調査研究の一層の充実に資するため、現行月額 1 人 1 万円の政務調査費を、平成 19 年度から月額 1 人 1 万 5,000 円に引き上げる改正を行うものでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 多賀城市副市長の定数を定める条例について

○議長（阿部五一）

日程第7、議案第6号 多賀城市副市長の定数を定める条例についてを議題といたします。
職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第6号 多賀城市副市長の定数を定める条例についてであります。これは地方自治法の一部改正に伴い、副市長の定数を条例で定める必要が生じたため、本市におきましては、その定数を1人とするものでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

別に問題はないのですが、一つお聞きしておきたいのは、条例ですので、1名という限定された理由についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今の財政状況等を考えまして、私自身、まだまだ未熟な市長だということで、本当であれば2人ぐらいがいいのかという思いもございました。

しかし、今の、これからの多賀城市の財政状況、平成23年、24年ぐらいまで、大変逼迫した状況が続くのではないかとこのうなことも考えまして、今までは三役ということがあったわけですが、その方が心強いという気持ちもございましたけれども、財政の内容等のかんがみまして、1人で何とか乗り切ろうということで、1人という定数を提案させていただいたわけでございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

意味はわかるのですが、条例ですので、1名というより2名にしておいて、その情勢、情勢によって判断をしていくということも大事ではないのかというふうに私自身は思っておったものですから、今お聞きしたわけですが、財政の理由ということであれば、私は逆ではないかと。2名体制にして、逆に、財政をもっと生み出していく施策の中で、1名の副市長

が担当するというのも、一面ではあるのではないかというふうに思っている一人なので
す。

というのは、今、大崎市にしてもそうですが、やはり2名体制にして、1人は民間といいま
すか、それなりの企業関係者を入れて、企業誘致等々に尽力をしながら、新しい財政を構
築するという新たな施策も講じているところでございますので、本市の財政の問題はあり
ますけれども、それ以上に効果があるとするならば、あえて1名に限定しないで、2名体制
でいくというのも一つの方策ではないのかという気もしているわけです。

そういう意味で、条例の中で1名に限定しないで、2名にしておいて、情勢に応じて任命を
どうしていくかということも協議した方が、弾力的に運用できるのではないかというふう
な気はしているのですけれども、その辺については検討されたのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今回の組織を4月以降改編する中で、御存じのように市長公室長というのが私の直轄で張
りつくわけです。ですから、市長公室長自身、私のマニフェスト等いろいろ、あるいは企
画財政問題等、直轄でやっていただけることになっていますので、その辺は十分に補える
のではないかというふうに思っています。

また、総務部の範囲が大分狭まってまいりますので、総務部長に全体を見ていただくよう
な、そういう体制でまいりたいということで、1人制にしたわけでございますので、御了解
いただきたいと思っております。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

市長の意向はわかりました。

それから、副市長の選任については、どのような事務手続になるのでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

議会に後で提案させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

いや、実はこれがありましたので、議会の方にどういう手続で来るのかと。ただいま、現
状の助役がそのままであるから、あえて選任をする必要はないという、法の定めによって
そうになっていくのか。それとも、新たに議会に選任を求める方法をとっていくのか、二つ

があると思いますが、法の精神からいくとどういうふうになるのでしょうか。定例議会がもう終わりなものですから、2月になれば、6月ということになってくるのですが、そういう意味でどういう、法の精神からいって、助役がそのままスライドしていてもいいのだという法の精神になっているのか、その辺の解釈についてお伺いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

竹谷議員がおっしゃっている意味がちょっとわからないのですけれども、もう一回わかりやすくちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

意味がわからないというのはどういう……、わかりますか。総務部長、わかりますでしょう。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

今回の条例の関係であります、副市長 1 名という条例を提案させていただいたわけであります。

竹谷議員のおっしゃるのは、現行の改正の地方自治法では、現在の助役がそのまま副市長になるという場合は、そのまま結構ということで、人事案件の提案はないわけであります。ただ、定数条例だけは決めておかななくてはならないと。

そういったことで、今回は定数の条例を提案をさせていただいた、そういった内容であります。

それから、その人事案件につきましては、市長から後ほどお話があると思いますが、きょう、議会運営委員会が予定されておるようでありますから、その議会運営委員会の中で市長からそういった人事案件についてお話をさせていただきたいと。

そういうことで、その場合、その人事案件について追加提案をさせていただきたいと、そういった内容でありますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、人事案件の追加議案を提出する可能性があるということの意味合いの答弁だと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 8、議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 7 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、これは、民間企業においては、有給の休息時間がほとんど普及していないことや、国家公務員においても休息時間と休憩時間を合わせた昼休みを設けていないことから、本市の職員の勤務時間についても適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細は総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

それでは、資料 3 の 10 ページをお開き願います。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

第 7 条関係で、休息時間を廃止する改正でございますが、これまで休息時間は、一定の勤務時間を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的とした、いわゆる手休めの時間として勤務時間の一部に、すなわち有給の休息として設けられておりました。

本市の場合でありますと、お昼の午後 0 時 45 分から午後 1 時まで、それから午後 3 時から 3 時 15 分までが休息時間としておったわけであります。

しかしながら、近年、公務員の勤務条件について、一層民間準拠が求められてきておりまして、民間企業においては有給の休息時間はほとんど普及していない制度であることから、国家公務員においては、平成 18 年 7 月 1 日から休息時間を廃止したところであります。

本市におきましても、民間準拠、国家公務員の勤務条件に合わせまして、休息時間を廃止するものであります。

なお、休憩時間につきましては、これまでどおり正午から午後 0 時 45 分までとなるわけでありまして。

なお、この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。12 番昌浦泰己議員。

○12 番（昌浦泰己議員）

ちょっとお聞きしたいことがあります。民間企業においては、昼の休憩と申しますが、それは会社のそれぞれの就業形態において違いはあれども、おおむね午後 0 時から大体 1 時までというのがほとんどのように、私はいろいろ聞いてみたところ、それが多いわけです。

ですから、国家公務員が平成 18 年 7 月 1 日から何か 45 分と申しますが、そういうふうな形になったと、そういうのがあるようなのですけれども、果たして準拠して、必ずしも 0 時 45 分までに、多賀城市がいわゆる昼の休憩時間にしなければならない、そういうことにはならないと思うのですけれども、その辺はどうお考えになってこの条例を提案なさったのでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

ただいまの御質問であります。国家公務員におきましては、その8時間に対して1時間の休憩時間とありますけれども、国家公務員は昼休みは1時間に決めたわけでありまして、先ほどちょっとお話しするのを忘れてましたが、国家公務員は1時間（60分）の休憩時間と。そのかわりに、終わる時間を5時15分ではなくて、5時半までと、そういったことに国家公務員は決めたわけでありまして。

ただ、私の方と比較した場合、例えば保育所とか出先機関の場合は、現在も昼休みは1時間というのはなかなかとれない状況であります。ただ、本庁の場合は、例えば本庁が1時間とった場合、5時半に退庁となりますけれども、その出先の場合は、1時間もとれないで、帰るのだけ遅くなるということは、そういったことで、出先の職員に対しては、そういった不利益といえますか、そういったことが生じるものでありますから、この際、今の時間、5時15分で終わりにして、その分、昼休みを45分にしようと、そういったことで、こういった形をとらせていただきました。

県内の他市の状況では、ほとんど45分の休憩時間と、そういったことであります。

○議長（阿部五一）

12番昌浦泰己議員。

○12番（昌浦泰己議員）

確かに中央省庁は、びっくりしたのですけれども、9時半からお仕事をなさる省庁もあるわけですね。それは御存じだったですか。電話をかけたら通じないのです。いわば、これはいわゆる山手線などの時差出勤制に基づく慣行的なものがあるわけですね。

それで、45分ということなのですけれども、あなたが出先機関云々とおっしゃったけれども、それはその職場、職場において時間調整をすればいいことであって、今まで長き慣行にわたって1時間、休憩時間というのが足されて1時間あったわけですね。そうなりますと、近隣等々に及ぼす影響というのも考えられるわけですね。例えばお昼御飯を提供する、米飯の提供者とか何か、いわゆる職員が45分になれば、来られなくなるという可能性もあるわけですね。そういう新聞等々をごらんになっていませんか。いろいろ各社、そういうことでの特集を組んでやっているのです。

ですから、多賀城市だけは現行どおりということは考えなかったのかだけ、では、提案されていますから、そのことだけちょっとお聞きしてみたいと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

現在の昼休み時間、12時から1時まで休んでおるわけでありまして、先ほどちょっとお話しさせていただいたわけでありまして、一応は休憩時間は45分までなのです。現在も45分までです。（「それはわかっています」の声あり）そして45分から1時までが休憩時間なのです。休憩時間といいますと有給ですから、有給なのです。ですから、本来でありますと、休憩時間とは席に着いていなければならない、有給でありますから。そして

また、休憩時間というのは、おわかりでありますけれども、自由に使えるのが休憩時間なのです。

ですから、今現行では、長い慣習で1時まで休んでいるわけでありましてけれども、実際は45分から1時までの休憩時間を含めまして休んでいるわけでありましてから、その15分というのは有給の休憩時間を含んでいるということで、国家公務員はその休憩時間を廃止しようということで、休憩時間1本にしようと、そういったスタイルで各都道府県市町村にそういったことで、「準拠しなさい」という、そういった流れで今回の条例改正を行うわけでありまして。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

制度の解釈といたしますか、それはよくわかりました。

ただ、準拠しなさいというけれども、地方分権時代ですから、それは各市町村で多分決められるのではないかと思います。私は盛岡の記事を読んだのですが、何で読んだか忘れたのですが、県庁と市役所が、休憩時間、要するに45分の15分間の昼休みは、とにかく1時間（60分）から45分になったと。

そうしたら、周りの食堂に県庁の職員や市役所職員がさっぱり来なくなって、もう商売上がったと、これではもう続けていけないのだと。この間、何か市役所か県庁に、その飲食店の組合の人たちが、もとに戻してくれという申し入れをやっていたという記事を見たのです。

ですから、そういう問題もあるので、先ほど出先の話も出たのですが、出先について特例を設けるだとか、それはいろいろ柔軟に対応しようと思えばできるのではないかというふうに思うのですが、60分を45分にするということについて、職員の意向はどの程度聞いたのか。あるいは周辺の飲食店の影響等については、どの程度考慮したのか、その辺についてちょっと回答をお願いします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

今お話ありましたこの職員の意見といたしますか、職員の意見は特に聞いているわけではありませんが、近隣の飲食店の方にも、そういったことはお話をさせていただいているわけではございません。

ただ、休憩時間といたしますか、6時間を超える場合は45分のその休憩時間、それから8時間を超える場合は、60分（1時間）の休憩時間ということで、これは労働基準法で定められているわけでありまして、先ほど来お話ししているとおり、現行の昼休み時間というのは、現行も休憩時間というのは45分までになるのです。それをおわかりいただきたいと思っております。

それで、その各市の状況ですが、1月現在で調べたところ、10市で45分というそういった取り組みをなされておりまして、まだ2市が、多賀城を含めまして11市ですが、あとま

だ2市が未定ということでありますが、ほとんどの市は45分のそういった休憩時間という、そういったことで条例を提案しているようであります。

それで、今、藤原議員からお話のありました盛岡の件ですが、先日、新聞報道されたわけでありまして、盛岡でもそういったことで45分にした場合、近隣の商店街といいますが飲食店が、45分だと外食といいますか、外で食べる時間がないということで、そういったことありまして、そういった新聞報道になったわけでありまして、多賀城といたしましては、そういったことをいろいろ考慮いたしまして、45分ということで条例改正の提案をさせていただいたわけでありまして、どうぞよろしく御理解を願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

質疑ありませんか。11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

今聞いていて、やはりおかしいというか、ここは労働組合がないわけです。労働組合もないし、本当に地方分権だということですから、実際ここで自分たちで考えて、45分に短くしたら、仕事の能率が下がるのではないのかと。そういう問題もあるのです。

それで伺いますが、そうすると、この条例の施行によって、昼休みは45分、つまり12時45分から仕事を始めるということになるのですか。運用条項をずらすとかなんとかということは、あり得ないものですか。その点はいかがですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

今回の改正に伴いまして、4月からは45分から仕事を開始すると。

それで、1時のチャイムも、45分にチャイムを鳴らすと、そういったことを考えております。

○議長（阿部五一）

11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

それと、先ほど民間準拠だということをお話をしていましたが、私はこれは物事が逆ではないのかと。やはり労働時間を短縮するというのは、基準法がどうであれ、あれは最低基準ですから、労働条件を悪くするということは、これは自治体がするのではなくて、こちら側が見本を見せていけないといけない。そういう性格ではないですか。そう思いませんか。その点はいかがですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

公務員の勤務時間というのは8時間と決まっているわけでありまして。ということで、現在は8時半から17時15分までが勤務時間となるわけでありまして、その中で45分の休憩時間を引きますと8時間と。そういうことで、多賀城だけがそういったこの取り組みをすとなった場合は、それはやはり市民感情としても賛同が得られないと。労働時間をちゃんと労働基準法で、先ほどからお話ししてありますとおり、8時間を超えた場合は60分の休憩です。それは6時間を超えた場合は45分でいいですと、それを守りなさいと。1週間の勤務時間は40時間と決まっているのです。ですからそのとおり、やはり法に基づいたとおりにそれをするのが我々の役目だと、このように理解をしております。

○議長（阿部五一）

11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

法律を守ることは大事なことなのですが、法律というのはいろいろあって、最高の水準を示しているのか、あるいは最低の水準を示しているのか。労働基準法は、少なくともこういうふうなことを満たしなさいということであって、それよりも労働者の条件がよくなるということは、これは基準法の違反ではないのです。むしろ、労働法というのはそもそもそういう性格を持っているのです。最低基準だと。それをクリアしていればこれはいいことであって、我々はこういうふうに行っているのですと。しかも、私は、公務員が特別だというふうに周りから言われるかもしれない。しかし、一般の民間と比べて公務員の場合には、皆さんは試験を受けているのです。一定の水準を満たしている。ですから、試験を受けないで来た人たちと比較されても困るのだと、堂々と言っていい性格だと私は思うのです。そういう点でいかがですか。基準の問題。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

試験を受けたからということではなくて、先ほど来私がお話ししているのは、多賀城だけが勤務時間を守らないというのは、やはり好ましくないと。やはりその御意見は、それは国会の方で、そちらの方で決定して、そして今の勤務時間が長いから、日本人は働き過ぎだから、もっと短くしろというそういったことは国会の方で論議していただいて、労働基準法を改正してもらおうと、そういったこととするしかないのです。そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

では、いいです。ただ、基本認識として、何遍も言いますが、これはわかっていたかと思えます。労働法はこれは最低基準だということ。その点はよく考えていただきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと確認だけさせてください。現行の就業時間をもう一回再度確認したいと思います。8時半から12時まで働いて、12時から45分までは休憩で、1時までの15分間休息、そして3時から3時15分まで休息、そして終業が17時30分なのを、今は30分になっているのですか。17時15分ですか。それを全部トータルでやると。そうすると休息が30分、休憩が45分という認識でいいのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうすると、先ほど気になったのは、総務部長がおっしゃるのはわかるのです。基準を変えればいいのですから、国会でやればいいのではないかと。それで、「そうだ、そうだ」という意見があって、私ちょっとむかっときたのです。そういうものではない。多賀城市の職員の問題を論議しているときに、そういうのは当然です。だけれども質問者はそうではないわけです。基準法はあるけれども、もうちょっと緩和策はないのかという質問をしているわけです。なぜ私はこれを確認したかという、今まで休息が30分あったものが、それがゼロになって、仕事が終わるのも同じ時間だということになりますね。私は、終わるのが17時30分ですかと言いましたら、「いや、違います。15分です」と、終わりが一緒なんです。そこで30分の休息がなくなってしまう。であれば、今お話あるように、その半分ぐらいの休息は何らかの形で、緩和策で、考えていくというのも職員の労働環境の整備の中で、私は大事ではないかというように思うのです。

これは労働組合があれば、それが支点になるのです、交渉の。私はそう思います。一気に30分減らしてしまうのか、それとも段階的に15分やって、ならした中で後で15分に持っていく。2年計画なり3年計画でそういうものを持っていくというのも、一つの労働条件の整備の場合、必要なのではないかというふうな気が私はするのです。そういうところまで検討されたのですか。

私は、基準法を改正するのは国会では、「そうだ、そうだ」という意見があったからちょっと、そういうものではないだろうと。基準法は、労働者ひとしくそういうふうにやってくださいと。ただし、今までの職員のを確認したように、30分の休息があるのを、今回一挙に30分の休息を削ってしまってやると、そういうのはちょっと乱暴過ぎるのではないかと。やはり15分間はやると。そして15分間は1年なり2年様子を見てからやっっていくと。段階的に整備していこうというような精神が、私は大事なのではないかというふうに思うのですけれども、その辺、大変くどい話になりましたけれども、検討されたでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

竹谷議員のおっしゃることは大変よく理解できますけれども、私も、本来であればこういったことを条例改正しないで、個人的には、現行のとおりそういったことをしたいわけにありますけれども、ただ、そうはいかないということで、先ほど来お話ししておりますとおり、この人事院規則、国の方からも県の方からも、こういったことで国家公務員が勤務時間の中で休憩時間を廃止しましたから、すぐに右倣えといいますか、そういったことでしてくださいといったそういう通知も来ておりますし、各市町村もそういった方向で全部その条例を提案しているわけにありますから、先ほど来お話ありましたように、現行の休憩時間ですが、先ほどお話しさせていただいておりますけれども、有給だということを、やはりそれを理解をしていただきたいと。

現在も休憩時間というのは、昼休みは45分までなのです。それで、45分から1時までには休憩時間。休憩時間というのは本来は、現在も有給ですから、席に着いていなければならない。それを、ただ長年の慣習といいますか、習慣といいますか、そういったことで、ずっと1時までは大目に見てこられたわけにあります。それは、そういった意味で、やはりその勤務時間は、8時間は働きなさいと。週に40時間は働きなさいと、そういったことでありますから、答弁になるかどうかわかりませんが、そういったことでひとつ御理解を願いたいと思います。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

総務部長の話はわかるのです。あなたの言わんとしていることはわかるのです。ただ、やはり労働者の労働環境の問題からいけば、一気に30分というのはちょっときついのではないかと。やはり段階的にやることもやはり考えて、それはやはり配慮だと思うのです。そういうこともやはりこういうときは考えるべきだというふうに思いますので、基準法がどうのこうの、基準法は最低規準を決めているものですから、「そういうことは国会でやればいいのだ」、「そうだ、そうだ」というものではなく、職員の勤務体系というのは、市民の批判もあるとは思いますが、やはり批判に対して的確に説明をしながら、段階的に対処していくというやり方も、今後やはりこういう場合については考えていただきたい。一挙にいくのではなく、そういうことを一応私は思いますので、今後の検討段階で、よくそういうところも検討した中でやっていただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

ちょっと、「国会でやれ」という話があったので、確認しておきますけれども、法律が変わったからこうなったのではないでしょう。要するに、人事院勧告なり、私はよくわからないのですが、「民間はこうだから、国家公務員はこうします」と、「見習ってください」というような話で来ているのであって、法律が変わったからこれが変わったのではないでしょう。

ですから、私はやはり竹谷議員が言うように、「国会でやってくれ」というのは非常に失礼な話ではないかと。大体実態にも合っていないのではないかと、今のその「国会でやっ

てくれ」というのは。法律が変わったからこれが変わるのではないでしょうという点なのですけれども。

ですから、地方分権の時代に、それはそれぞれの自治体で決められる権限があるはずで、「国会でやれ」というのは、非常に乱暴きわまりない答弁ではないかと思うのですけれどもどうですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

先ほどはそういった、私が「国会」というお話をさせていただいたわけですが、ちょっとそれは不適切な発言でありますから、おわびして訂正をさせていただきたいと思いますが、私がそこで言いたかったのは、労働基準法の改正、もっと休憩時間を長くした方がいいのではないかということをお話をさせていただいたわけですが、その意図が伝わらないで、大変申しわけございませんでした。

ですから、45分ではなくて、例えば、今現在は労働基準法では、6時間を超えた場合は45分、8時間を超えた場合は60分と決めておりますけれども、それをもっと、6時間以上勤務の場合は1時間とか、8時間の場合は1時間15分とか、そういったことで、こういった法律も改正する必要があるのではないかということで、お話をさせていただいたわけですが、その意図が伝わらないで、大変申しわけございませんでした。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

私は、有給の休息をなくするということについては、これは必ずしも反対ではないのです。ただ、先ほど説明があったように、国家公務員の場合には昼休みを1時間とって、終わりの時間を5時半にしているという話があったでしょう。ただ、多賀城の場合は出先のこともあるので、終わりの時間は同じようにしたのだという話でした。

ですから、どちらがいいのかという話を職員からきちんと聞くとか、それから、出先については例外規定で対応できないのかとか、私はいろいろ選択があったのではないかと思うのです。

ですから、基準法では45分だ、60分だという議論だけではなしに、現行の制度の枠内でもそういう選択の余地はあったのではないかと。ですから、職員から話を聞いたのかということをお聞いているのです。まあいいです。（「回答はいいですか」の声あり）いいです。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

労働組合がないだけに、職員の意向をきちんと聞いて、その上で、どういう休憩のとり方がよかったのかということ、もう少し柔軟に考える余地もあったのではないかというふうに思うのです。

その点で職員の意向も聞いていないと。それから、盛岡では、先ほど言ったように、飲食店が大変になって、「もとに戻してくれ」という要望を市役所、県庁にやっているようなのですが、そういうことについても余り、どうも検討されないまま出したという感じがいたしますので、もうちょっと検討してもよかったのではないかという意味で、反対の討論とします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

賛成というよりも、現状、2 市 3 町を含めて、お互いにこういう時間帯でやろうという一つの枠組みであれば、同じ地方自治に携わる労働者として、やむを得ないのかというふうにも思うのですが、先ほど私が申し上げたように、やるのであれば、やはり段階的に解消していくということも大事な視点ではないかというふうに思いますので、今後やはりこういうものの性格上、こういうものについては当然職員の意見も聞き、場合によっては段階的にやる。先ほど反対の討論にありましたように、出先の問題についてもやはり検討をする、総合的なものでしていくことが大事な視点ではないかと。

そのことが職員に対する労働環境の整備にもつながるのではないかというふうに思いますので、そういう点を、今後こういう問題については十分検討してやっていただくと。そしてまた、やってもらうということをお願いをいたしまして、賛成の討論にしておきたいと思えます。

○議長（阿部五一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 7 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（阿部五一）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。再開は 11 時 05 分であります。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 05 分 開議

○議長（阿部五一）

それでは再開いたします。

日程第 9 議案第 8 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 9、議案第 8 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 8 号 市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方自治法の一部改正により、助役制度及び収入役制度が廃止され、新たに副市長制度が導入されることに伴い、副市長の給与を定めるとともに、本市の財政状況が厳しさを増していることにかんがみ、平成 18 年度に引き続き平成 19 年度についても、私を含む特別職の給料及び期末手当の支給額等を減額するものであります。

なお、詳細は総務部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

それでは、資料 3 の 11 ページをお開き願います。

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして、助役及び収入役の職が廃止をされ、新たに副市長の職が設けられたことによる改正を行うものと、本市の財政状況が厳しさを増していることにかんがみ、平成 18 年度に引き続き平成 19 年度におきましても、特別職の給料及び期末手当の支給額を減額するために改正を行うものであります。

まず、第 1 条関係であります。地方自治法の改正に伴いまして、助役と収入役が廃止され、新たに副市長が設置されることによりまして、「助役及び収入役」を「副市長」に改めるものであります。

次の、附則第 10 項であります。市長の給料を平成 19 年度においても「100 分の 10 減額」して支給する規定であります。

次の、附則第 11 項につきましては、「助役、収入役」を「副市長」に改め、副市長の給料につきましても「100 分の 5 を減じて」支給する規定であります。

次の、附則第 12 項につきましても、「助役、収入役」を「副市長」に改めるとともに、平成 19 年度においても、市長の期末手当を「100 分の 10」、副市長の期末手当を「100 分の 5」それぞれ減じて支給する規定であります。

次に、別表であります。本条例第 2 条において、「市長等の給料の額は、別表のとおりとする」と規定しておりまして、助役にかわって新たに設置されます副市長の給料の額につきまして定めるものであります。副市長の給料の額につきましては、市長から特別職報酬等審議会に諮問されまして、去る平成 19 年 1 月 29 日に審議会が開催され、その答申に基づきまして、「現在の助役の給料と同額とする」ものであります。

それでは、次に、資料 1 の 17 ページをお開き願います。

附則であります。附則第 1 項は、この条例の施行期日を「平成 19 年 4 月 1 日」とするものであります。

次の、附則第 2 項の経過措置でありますけれども、今般の地方自治法の改正では、収入役の職が廃止されるわけではありますが、法律の経過措置といたしまして、「収入役はその任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする」とされておりますことから、改正法の施行日であります平成 19 年 4 月 1 日現在において、なお残任期間がある収入役については、残任期間に限り収入役として在職できることとなっておりますので、当然、在職期間中においては、給与が支払われることとなります。

しかしながら、今回の改正条例では、先ほど説明させていただいたとおり、収入役の給与に関する規定が削除されており、収入役に給与を支給する根拠がなくなってしまうことから、この経過措置に定義をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 8 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 9 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (阿部五一)

日程第 10、議案第 9 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 9 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは議案第 8 号で御審議いただいた案件と同様に、教育長の給料及び期末手当の支給額等を減額するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 (阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長 (阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (阿部五一)

日程第 11、議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 10 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは人事院勧告に準じ、管理職手当の額の上限を定めるとともに、扶養手当の額を変更するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (阿部五一)

総務部長。

○総務部長 (平塚訓章)

それでは、資料 3 の 13 ページをお開き願います。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、人事院勧告に準じまして、本市の一般職の職員の給与改定を行うものでございますので、改正の内容を説明させていただく前に、人事院勧告の概要につきまして若干説明をさせていただきます。

今回の人事院勧告では、給料月額の水準や期末勤勉手当支給率につきましては、民間とおおむね均衡していることから、改定は見送られております。

ただし、地域手当につきましては、1%から2%に引き上げすることとなりましたが、本市においては財政状況が厳しさを増していることにかんがみ、平成19年度におきましても1%に据え置くこととしたものであります。

また、管理職手当につきましては、平成18年度から取り組まれております給与構造改革の一環といたしまして、年功的な給与、処遇を改め、管理職員の職務、職責を端的に反映できるように、これまでの定率制から定額制へと移行することとなっております。

そのほか、3人目以降の子供等に係る扶養手当を1,000円引き上げ、5,000円から6,000円とされたものであります。

それでは、この人事院勧告を受けまして、本市でどのような改正を行うか御説明を申し上げます。

まず、第9条の管理職手当であります。現行では、管理職手当は支給率で算出されますことから、「管理職手当の支給率は、給料月額100分の25を超えてはならない」と規定をされております。

これを、改正後は定額とするわけではありますが、この定額の上限を管理職の職務の級、例えば部長ですと7級、次長ですと6級となっておりますが、この職務の級の最高号俸の額のそれぞれ「100分の25の額を超えてはならない」とするものであります。

次に、第10条第3項であります。先ほど申し上げましたとおり、人事院勧告に基づきまして、3人目の子供等に係る扶養手当の額の引き上げをする改正でございます。

現行では、2人目までを6,000円、3人目以降は「5,000円」としておりましたが、配偶者以外のすべての扶養家族につきまして「6,000円」とするものでございます。

それでは、次の14ページをお開き願います。

こちらの改正につきましては、今回の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第4項の規定による改正に関する新旧対照表でございます。

これは、昨年改正しました条例の附則の一部を改正するものでありますが、今回の管理職手当に係る条項、先ほど御説明いたしました第9条第2項ですが、これは改正前は第8条第2項を準用しておりましたが、今回の改正によりまして、準用しないこととなりますので、この部分を削るものであります。

なお、「この条例は、平成19年4月1日から施行する」ものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

そうしますと、今度の主要な問題は、管理職手当の月額、これまで定率だったものが、今度は定額とすると。

それで伺いますが、現在は役職ごとに、率ですね、定率はどんなふうになっているのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

現行の率の関係であります。まず部長、それは議会事務局長も含むわけでありましてけれども、7級であります。17%の率であります。それから、次長は6級であります。15%、それから課長、室長につきましては5級ですが、13%、それから出先機関の長につきましては4級で10%、それぞれ支給率が定められております。

○議長（阿部五一）

11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

これはいつ変わったのですか。率はどう推移をしていたというふうに以前伺ったような気がするのですが、この率はいつ決められたのですか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

この支給率につきましては、ずうっと前からこの支給率でやっております。

○議長（阿部五一）

11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

この率でずうっと、出発したときからですか、最初から。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

これは部制導入時点から、部長は17%で、そういったことでその率が決められておりました。

○議長（阿部五一）

11番小林立雄議員。

○11番（小林立雄議員）

私、何かどこかでこの率が変わったような気がしているのですが、私の記憶違いかもしれませんが、どうだったかなという気がしたので、それで伺ったのですが。

いや、これはどういうふうに推移、いや、いいんです。どういう数字でも構わないのですが、突然出たのかどうなのか、違ったような気がしたので、その辺でこの推移を、時間的な推移がどうだったのかということをお伺いします。

それと、それが定額で今後どうなるのかと。定額ですから、この率を掛けた金額に急になっていくのかなと。その点、二つ。時系列的なもの、それから定額になるとすると、どうなるのかということについてちょっと丁寧に、2点お願いします。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

第1点の御質問ですが、その支給率は変わっておりませんが、ただ、各管理職手当につきましては、平成12年度からですか、その管理職手当の、例えば部長職でありますと10%をカット、そういったことで削減を講じております。

それから、第2点目の御質問であります。現行定率制から定額制にした場合の金額でありますけれども、例えば7級の中位の給料がありますが、それに例えば部長クラスですとパーセントを掛けて、17%を掛けて、それを定額にすると。そして6級は6級の中位の給料にその15%を掛けて、そして定額にすると。

そういったことで、大体现行の管理職手当とほぼ大体同様の、現行の率でもって計算した管理職手当と、それから今回の定額制にする額はほとんど変わりはないと、そういったことであります。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 11 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 12、議案第 11 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 11 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは緊急再生取り組み指針に基づきまして、特殊勤務手当の見直しを行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

それでは、資料 3 の 15 ページをお開き願います。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、国においても真に特殊な勤務に対してのみ特殊勤務手当を支給する方向で見直しがされておりますことから、本市職員の特殊勤務手当につきましても見直しを行うものでございます。

見直しに当たりましては、防疫業務手当と行旅死病人取扱手当を残しての廃止となるわけですが、防疫業務それから行旅死病人取り扱いとも特殊性が著しいと認められるため、これらの手当につきましては残したものでございます。

第 3 条につきましては、再任用短時間勤務職員に対して支給する手当のうち、月額で支給額が定められている手当の額について定義をしているわけですが、特殊勤務手当として残る防疫業務手当と行旅死病人取扱手当につきましては、月額ではなく、日額及び 1 回につき支給されることから、第 3 条を削除するものであります。

次に、資料 1 の 25 ページをお願いします。

附則の第 1 項ですが、「この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する」ものであります。

また、附則第 2 項の経過措置ですが、この条例の施行の前日に従事した業務に係る特殊勤務手当につきましては、「従前の例による」ものとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ちょっと確認させていただきますが、これも例の人事院勧告なり法の改正によってこういうことに相なってきたのか、その辺についてまず確認させていただきます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

この特殊勤務手当につきましては、何年も前から新聞紙上で取り上げられておりまして、こういった手当を公務員に支給しているのはお手盛りではないかという、そういった指摘もありまして、会計検査院も、都道府県それから市町村をピックアップして調査した結果、そういったものは特殊勤務手当ではないのではないかという、そういった会計検査院からの指摘もありまして、国の方といたしましても、そういったこともかんがみまして、特殊勤務手当の見直しにずうっと取り組んできたわけでありまして、各都道府縣市町村とも、真に特殊勤務手当と認められる手当以外は、やはり見直しをしていくべきではないかと、そういったこともありまして、今回その見直しをさせていただいたわけでありまして、

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

聞いているのは、国で地方公務員のこの種手当を一斉にやめるようにしましょうと、そういうことで、各自治体の条例も改正するべきだという通達か指導があったのかどうかということだけ確認したいのです。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

人事院勧告で通知が来たわけではありませんが、必ずこの見直しをしなさいという通知は、人事院勧告等からは来ておりません。

ただ、今回見直しするのは、去年も特殊勤務手当を見直ししてきたわけでありまして、多賀城市におきましても、ずうっと昭和 59 年度から、従来たくさん特殊勤務手当があったわけでありまして、ずうっと毎年見直しをしてきたわけでありまして、去年も見直しをしたわけでありまして、今回は最後といいますか、最後の見直しになるのかとそう思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いいのです。私は反対するとか何とかではない。2市3町の動向はどうですか。そうであれば、2市3町の職員のこの種手当の動向はどういうふうになっていますか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

済みません。ちょっと今手元にその資料がないので、2市3町の動向はちょっとわかりません。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いろいろな共同作業が2市3町でいろいろやられている状況ですが、そうすると、この種手当等、多賀城は要らないのだというのであれば、どういう理由で要らないのかということをごきちんとして説明を求めなければいけないわけです。

ただ、天下の情勢の中で、2市3町もこういうような時節なので、足並みそろえてやめましようということになりました。そういうことで、一応多賀城もそういう方向に進みたいのだというふうなことでの提案なら、まあ、今まで広域行政の中でいろいろやってきましたから、理解はするわけですが、今そういう資料もない。ただ多賀城ではこれだけは緊急再生戦略の関係からやるのだというのであれば、では、この税務手当なり福祉業務手当なり、療育指導手当なり、こういう理由で今の状況にマッチしないので、多賀城としては廃止をしたいのだというそういうことであれば、そういう理由を明らかにすべきではないかというふうに思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

大変申しわけありませんが、2市3町のこの資料がないわけでありましたが、多賀城市といたしましては、先ほどお話をさせていただいたわけでありましたが、その特殊勤務手当につきましては、昭和59年度からずっとその見直しをしてきておりまして、税務手当につきましても、前は徴収員以外の職員にも税務手当を支給しておったわけでありましたが、それを徴収員だけに支給すると、そういった経過もありますし、それから国民年金手当、その関係も国民年金手当の特殊勤務手当を廃止した。それから、保健師さんの保健指導手当、それも廃止しておりますし、それから、去年は保育士さんのそういった交替制勤務手当も平成18年度から廃止をしてきたというそういった経緯もありますし、特殊勤務手当につきましては、その意義でありますけれども、職務の複雑、困難、それからもしくは責任の度、勤務の強度、そういったものが著しいというそういった場合にのみ特殊勤務手当が支給されるわけでありまして、現在廃止しようとしている手当につきましては、その複雑、困難、危険といえますか、そういったことで、特殊勤務手当にはなじまないのではないかと、ということで、ずっとそういった手当につきましては廃止をしてきた経緯がありますものから、今回は、先ほどの残す二つの業務以外については、やはりこれは特殊勤務手当

に該当しないのではないかとということで検討して、今回、廃止の条例提案をさせていただいたわけであります。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それではその理由にならないのです。結果的に、一つの例を言えば、税務手当はこういう事務改善をしてきたので、かつての作業よりこういうぐあいな軽減になってきたということで、現行ではこういう手当をしなくても、かつて手当を出したような難しい作業が克服されてきたと。だから税務手当を例えばなくすのだとか、そういうぐあいに具体のものがないと私はおかしいと思うのです。

やはりなくするにはそれなりの理由をきちんとすべきだと思います。そう思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

総務部次長。

○総務部次長(兼)総務課長（佐藤利夫）

それでは、議員の方から、各三つの手当の廃止理由について、ちょっと私の方から説明させていただきます。

税務手当につきましては、これは市税の徴収を主たる業務とする職員、いわゆる市民経済部納税課の職員に支給される手当でありました。

市税の徴収ということではありますが、現在、市では、市税のほか、介護保険料、市営住宅使用料、保育料なども職員が徴収しております。

これらはそれぞれ担当課は介護保険課、施設課、こども福祉課の職員が徴収しているところでございますが、これら徴収する係の職員には特殊勤務手当は支給しておりません。

徴収業務を特殊勤務手当の支給要件と考えたとき、市税以外を徴収している職員も対象にすべきであると考えられますが、言いかえれば、市税の徴収だけが著しく特殊であるとは言えないと判断するものでございます。

したがって、市税の徴収業務は特殊勤務手当として設定すべき特殊性がないと一応判断できますことから、税務手当を廃止するものでございます。

それから、福祉業務手当についてでございますが、これは福祉事務所において生活保護を主たる業務とする職員、保健福祉部社会福祉課保護係の職員に支給される手当であります。

生活保護業務は、生活保護の申請、調査、認定、指導と、直接相手方と面談し、一つの案件に対しまして長い期間をもって対応する業務でございますが、相手方と直接接することで業務を遂行していくことに関しましては、他の窓口業務と同様でありますし、調査、指導に長い期間を必要とするといった面につきましては、徴収業務と同様であるとも言えますし、窓口業務は市役所の最も代表的な業務であり、どの自治体においても必ずある業務ですので、業務に特殊性があるとは言えず、特殊勤務手当は支給されておりませんし、徴収業務におきましても、さきに申し上げましたとおり、徴収業務を行う部署が複数ありますことから、特に特殊性があるとは言いがたいものであります。

したがいまして、福祉業務手当につきましても、特殊勤務手当として設定すべき特殊性がないと判断できますことから、廃止するものでございます。

それから、三つ目の、療育指導手当についてでございますけれども、これは心身障害児通園施設へ勤務する職員、いわゆる「太陽の家」に勤務する職員に支給されている手当であります。

「太陽の家」では、心身障害児の療育という困難な業務を行っているところでございますが、対象児童が3歳児から、療育時間について午前9時から午後2時までとなっており、対象児童をゼロ歳児から、保育時間を午前7時30分から午後7時までとしている保育所勤務と比較しますと、困難さは同等であると考えられます。

保育所に勤務する職員は特殊勤務手当が支給されておられませんし、これは前回の条例改正で支給しなくなったわけでございます。また、保育士に関しましては、他の一般職員と比較しまして、初任給手当の際に6カ月相当分が有利に決定されておりますので、給与上には既に措置されていることとなっております。

したがいまして、療育指導手当につきましても、他の保育士と比較して特殊勤務手当として設定すべき特殊性がないと。保育士の特殊性については、既に給料で措置していると判断できますことから、廃止させていただくものであります。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

わかりました。やはりこういう説明をきちんとするのが提案理由の説明ではないでしょうか。ずうっと質問して、ようやく今出てきた。やはりこれからもこういう問題があるので、やはり廃止する理由、こういうことで、こういう業務で、こういう改善をしたから、今日の状況であれば、こういう手当は要らない、廃止しても作業に支障がないというぐあいに、きちんとやはり説明すべきだと思うのです。それが説明責任だと思うのです。

これは議会に対する説明責任と同時に、市民に対しての説明責任も一緒だと思うのです。あわせてこれは職員の待遇問題ですから、職員に対しての説明責任、議会でこういう説明であると、それらの今、二つの対象者の説明責任が、議会と同じようにやられたら、何が何だかわからない。

これからアウトソーシング、それから緊急再生戦略の中で取り組んでいけば、特にこの辺は、なぜこうするのかということもきちんと理論的に説明をしていく、これが役所における義務であると思います。

これら三つは端的な問題ですけれども、これですらそういう説明をしないということは、市民に誤解を与える可能性も大ですので、今後やはりきちんと提案理由の中で、市長は大まかな提案理由は言いますけれども、事務的な提案理由はきちんとその辺をフォローするような説明を求めたいというふうに思いますので、今後の説明においてはきちんとしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 12 号 多賀城市財産条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 13、議案第 12 号 多賀城市財産条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 12 号 多賀城市財産条例の一部を改正する条例についてであります。これは地方自治法の一部改正により、行政財産の貸し付けが拡大したことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

それでは、資料 3 の 16 ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、ただいま市長から提案理由の説明がありましたとおり、地方自治法の改正に伴いまして、本市の財産条例の一部を改正するものであります。

改正の内容を説明させていただく前に、今回の法律改正に至った背景等につきまして、若干説明をさせていただきます。

これまで行政財産につきましては、行政目的を達成するために利用されるべきものであることから、原則としてこれを交換したり、売り払ったり、譲与したりすることができないとされてきたところであります。

しかし、構造改革特区提案等として地方公共団体等から要望があったことや、市町村合併や行政改革の進展により生じた行政庁舎の空きスペースの有効活用等が検討されていたことなどを背景として、地方公共団体において、個々の行政財産を有効活用できるようにすることは重要であるとの観点から、現行の行政財産制度を維持しつつ、行政財産の建物等の一部貸し付け等を行うことができるように、地方自治法が改正されたものであります。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきます。

まず、第 1 条であります。これまで行政財産の貸し付け等につきましては、土地に限られておりましたが、行政財産である建物の一部貸し付け等ができることとなったために、「である土地」を削るものであります。

これは、先ほど申し上げましたとおり、市町村合併や行政改革等により、庁舎の空きスペース等を貸し付けし、有効活用ができるよう、法改正されたためのものであります。

次の、第 2 条の 2 の、見出し及び同条第 1 項につきましても、同様に、「である土地」を削るものであります。

次の、同条第 2 項であります。これまで行政財産である土地は、その用途または目的を妨げない限度において、政令に定めるところにより、土地に「地上権」に限定して設定することができることとされておりましたが、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項が改正されまして、私権を設定することができることとなったことから、「私権」に改めるものでございます。

次に、第 3 条第 1 項でございます。改正地方自治法の引用条文に項ずれが生じたために、「法第 238 条の 4 第 4 項」を「法第 238 条の 4 第 7 項」に改めるものでございます。

それでは、資料 1 の 27 ページをお願いします。

附則であります。「この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する」ものであります。

これは、今回改正の地方自治法の公布の日は、平成 18 年 6 月 7 日でありまして、当該部分につきましては、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において、政令で定める日から施行される」こととなっておりますので、「施行の日から施行する」こととするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(阿部五一)

これをもって質疑を終結いたします。

○議長(阿部五一)

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここでお昼の休憩に入ります。再開は午後1時であります。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 開議

○議長(阿部五一)

再開いたします。

日程第14 議案第13号 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部を改正する条例について

○議長(阿部五一)

日程第14、議案第13号 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 13 号 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部を改正する条例についてですが、これはかねて整備を進めてまいりました（仮称）「考古資料館」が、本年 11 月に多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館として開館することに伴い、教育施設に位置づけるとともに、本市の持つ歴史的意義や文化財の普及、啓発をより一層進めるため、多賀城市埋蔵文化財調査センターの観覧料を無料とする改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては教育部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

それでは、議案第 13 号 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

このたびの条例改正につきましては、市長が先日の施政方針で述べておりますし、また、ただいま提案理由で申し上げましたように、現在整備を進めております（仮称）「考古資料館」につきまして、施設の名称を「埋蔵文化財調査センター体験館」とすることと、埋蔵文化財調査センター展示室の観覧料を無料とするための改正でございます。

初めに、整備中の施設の概要について申し上げます。

この施設につきましては、考古資料等の収蔵施設の拡充と各種資料の一般公開、そして体験学習の場を提供する目的で整備しているものでございまして、特に体験学習を通じまして文化財保護意識の高揚と普及、啓発活動を行っていくことをメインとしているものでございます。

このような意味合いにおきまして、施設の名称を「埋蔵文化財調査センター体験館」とするものでございます。

施設の主な内容につきましては、1 階が収蔵施設、2 階が展示施設、3 階が体験学習施設となるものでございます。

開館は市制施行記念日の 11 月 1 日を予定してございます。

また、開館時間等につきましては、埋蔵文化財調査センター展示室と同様に、土曜・日曜・祝日は開館をいたしまして、休館日は月曜日としたいというふうに考えてございます。

なお、開館時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分とする予定でございます。

なお、体験学習を行う施設であることから、入館料は徴収しないものとするものでございます。

以上が施設についての概要でございます。

もう 1 点、埋蔵文化財調査センター展示室の観覧料を無料にすることについての改正でございますが、これは、提案理由で申し上げましたように、本市の持つ歴史的意義、文化財の普及、啓発をより一層進めるために、ただいま説明いたしました体験館と一体とした利用・活用を行うことによって、より多くの人たちに文化財に触れる機会を提供し、そのこ

とが文化財の保護意識の高揚と啓発を図ることになるために、無料とするものでございます。

それでは、資料3の17ページ、議案第13号関係資料 多賀城市埋蔵文化財調査センター条例の一部を改正する条例新旧対照表により、改正内容について説明をいたします。

まず、第2条第1項につきましては、文言の整理をするものでございまして、「公開し」を「展示し」とするものでございます。

第2項については、新たに「多賀城市埋蔵文化財調査センター体験館」を加えることと、位置の表記を変えるものでございます。

第3条につきましては、既に第1条及び第2条で「埋蔵文化財調査センター」という表記にしておりますので、同じ表記にするものでございます。

第4条の、観覧料及び第5条の観覧料の免除に関する条文につきましては、無料とするために、削除をするものでございます。

したがって、次の第6条を第4条に繰り上げるものでございます。

次の18ページでございます。

第4条、観覧料関係の別表を削除するものでございます。

資料1の29ページをお願いいたします。

附則でございます。施行の期日を、第2条第2項の表については、「平成19年11月1日から」といたしまして、そのほかの部分については、「平成19年4月1日から施行する」ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

提案理由の説明については、一つは、この埋蔵文化財調査センター、いわば展示している施設、昭和61年ですね、つくったのは、この条例でいくと。当初、どういう理由で入場料を取ることにしたのか。その趣旨と、今日置かれている状況が、こうなったので、こういうぐあいになりたいのだという理由があれば、簡単にわかりやすく説明を求めたいと思います。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

この観覧料につきましては、その当時は、実際に開館したのは昭和60年4月だったと思いますけれども、まだその当時はあそこにそれ相当の財政的な投資をしまして、それで開館

したというふうなこともございまして、幾らかでもその維持費に資するためというふうなことで、観覧料を徴収するようになったというふうに思います。

また、今回のこれを無料にするというふうなことにつきましては、このたび新しくただいま整備しております施設につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、体験をさせるというふうなことで、これとそちらの現在ある展示室、これも一体として利用させたいというふうなこともございます。

それと、あと、もう一つは、この古いものに触れるというふうなことですと、ただ単に体験というよりも、いろいろな介護予防というふうな、いわゆる懐古療法といいますか、回想法というふうなことがあるのだそうですけれども、古いものを見て、触れてという、そういった療法、そういった意味合いから、これからはそういったことを一体として、いろいろなそういったことにも使えるというふうな意味から、現在の有料の施設を無料にするというふうなことでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

理由にならないのですね。結果的に理由になっていないですね。体験館をつくったから、今の現状の有料を無料にするのだというのは、理由にならないと思うのです。はっきり言って、現状が東北歴史博物館等の関係があって、こちらの入場が少ないと。そこにかかる経費が多過ぎるので、こういう合理化をするので、入場料を取らないようにして、こういう合理化をしていくのだと、運営として。こういう合理性を持っていくのだということで、入場料を取らない方が、経費的に合理性があるのだというなら、その辺をはっきりしていただきたいと思うのです。

なぜそれを言うかといいますと、少なくとも緊急再生戦略の問題をやっているのですね。その中でシミュレーションもつくっているのです。一方では取っているものを無料にします。体制は一緒です。一方ではやりますと。一方では公民館の使用料を上げ、今度出てくるけれども、8割減免を5割にしますと、そういう条例にしているわけです。その辺からいったら整合性がとれないのではないかと。わかるのです。文化財の普及促進という意味で、市民に、一般に広くやろうということはわかるのですけれども、施設としての維持の問題、運営の問題、それらを考えて料金を取ってきたものを、こういう理由だから、こういう改善するから要らないのだという建前が、私は大事ではないかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

施設の維持というふうな、管理というふうな面からいいますと、今回の新しい施設と現在ある施設を、同じ職員で維持管理をしていくというふうなことも考えてございます。

そういった意味で、非常勤の職員もあそこに張りつけてやっておりますけれども、それらも今度新しい施設の方と一体となってやるというふうなこともございます。

そういった中で、維持管理も新しい施設と一本化ですというふうなことでございますので、その辺を御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そういうのと違うのです。極端に言えば、具体の例を言いますと、受付をやめるのですか。あそこは受付に2名張りつけていますけれども、あれをやめるのですか。あれは入場料を取ってるからやっているのでしょうか。入場料を取らなくなったらあれはやめるのですか。具体的に聞きます、それなら。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

あそこに現在受付、あそこはいわゆる発券だけではございません。説明もしてございます。そういった部分については残して、そのままやるというふうなことでございます。

ですから、その料金の徴収だけをやめて、体制的には現在と変わらないというふうな内容でございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、先ほどはそのことを言っているのです。それでは、それ以外の施設は料金を、悪いけれども、上げるといったら失礼ですけども、減免率を下げようとしているのですね。では、この施設だけはなぜそういうふうにするのですか。緊急再生戦略指針を出していますね、との整合性はどうしていくのですか。どう市民に、我々に説明するのですか。これはこれだからいいのだと、これはこれだと言っていくのですか。全体をやはり歩調合わせていかなければいけないのではないですか。市の施設全体が。一つの使用料と同じような感覚ですよ。

無料になることはいいことかもしれませんが、いいことかもしれませんが、一方では、施設の使用料についても、去年は公民館の使用料を上げて、今回は、この8割減免を5割にしますね。そういうことをしていながら、一方ではそうする。だから、一方でやめるためには、そういうことをやめるためには、こういう理由なのだと、だから緊急再生戦略の関係ともこういうところで整合性が合うのだということを、きちんと説明しなければ。私はそう思うのです。教育部局ですから関係ないとか、市長部局だから関係あるとかの話ではないと思います。私はそう思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

緊急再生戦略の前に、いわゆる施設の使用料の関係で、これも前に職員の方からの提言がなされてございます。といいますのは、あそこの展示室に職員を張りつけておいて、いわ

ゆる観覧料、年間にすると20万円かそのくらいなのですけれども、そのぐらいしか取らないのに、あそこに張りつけておく必要があるのだろうかというふうな提言もありました。

そういったこともありますし、今回新しくできる体験館、これも一体となって、あそこの今の職員で利用して、いろいろそういった中で、文化財の普及、啓発を図っていくというふうなことから、今ある展示室の分を無料にして、やはりより多くの方々にそれを見ていただいて、文化財の意義といいますか、そういったことを図っていきたいというふうな意味から、あそこの観覧料を無料にするというふうにしたわけでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

離れているのですよ。場所が離れているのですよ。あそこにいる受付の人が、あちらも両方兼務しますというわけにいかないのではないですか。ですから、私は今、2名あるものを1名に減らして、そうして向こうに1名つけると。そのためには入場料を取っていろいろやってきたけれども、その業務までいかないの、入るときチェックぐらいはするけれども、説明もしませんと。人手不足ですからと、そういうことにして、今度の体験館の方もやっていくから手薄になるので、年間20万円ぐらいの入場料なので、それはやめよう。ただし、職員の合理的な配置の中でやるから、いいのだとなるなら、こういうふうな20万円が取れないけれども、そのことによって30万円なり40万円の財政的なカバーはできるのだというのなら、それをきちんと示して説明しなければ。

それを今の2人に対して、先ほど聞きましたら、「2人です。そのままだ」と言っているのです。「そのままだ」と。あちら側ではどうするのですか。あちら側だってだれかいないければいけないのです。黙ってどうぞというわけにもいかない。あちら側というのは体験館の方ですが、距離が離れています。

ですから、その辺をきちんと説明しなければ、理解できないのではないですか、と思いますが、私は理解できない。理解できるように説明してください。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

現在の、この新しい施設も含めて、勤務の体制については、埋蔵文化財調査センターの職員と今の非常勤職員で、両方の施設を管理していくというふうなことを考えてございます。

新しい施設ができますと、それなりに管理する人員が必要なのですけれども、それを両方一体とすることによって、ただ、あそこにずっと、現在あそこの非常勤職員、3名で交替交替でやっています。その方も含めて、埋蔵文化財調査センターの職員と一緒に、新しい施設と両方を管理をしていくというふうなことを考えておりますので、そういった中で、その人件費的なものを合理的にできるというふうな判断から、そこのいわゆる発券業務といいますか、その観覧料を取る業務だけではなくするというようなことで、それ以外の説明とか何とかについては、今までどおりやるというふうなことにしているものでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

入場は券売機でしたか。券売機ではなく、手売りでしたか。どちらでしたか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

手売りでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

いや、幾らでも金をもらうのがいいのではないかと私は思っているのですけれども、それを券売機にした場合にどういうコストになって、こういうあれだということを全部精査しての提案ですね。

それから、もう一つ、特別展はやるのですか。特別展の企画はやるのですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

ただいまの 1 番目の質問ですが、例えば券売機にして、あそこを無人化にした場合、あそこにいわゆるいろいろなセキュリティの関係で、約 2,000 万円ぐらい初期投資がかかるというふうなことがございました。

そういったことも含めていろいろ検討いたしまして、あそこは無料にするので、だれもいないで、そのまま御自由にどうぞというふうなこともできませんので、あそこに人を置いておいて、説明だけは来た人にするというようなことを考えてございます。そういったこともございます。

企画展については、計画をしてございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

では、それも無料でやろうということですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

計画的にはそのように考えてございます。

あと、それからもう一つ、いわゆる管理運営の部分ですけれども、それらをお手伝いしてもらおうべく、ボランティアの方々を今養成をしてございます。ただいま10名の方々が来て、いろいろボランティアのことについて勉強していただいております。新年度につきましても、またさらに募集をして、将来的にはそういった方々での運営を考えていきたいというふうなことで、今いろいろ模索をしているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

部長、私に質問をずうっとされてからそういうのが出てくるのですね。先ほども言ったでしょう、説明責任と。こういうことをするには、今言ったボランティアも含めて養成して、こういう体制でいきたいので、こういうものも廃止して、できるだけ市民を寄せるようにする施策に変えたいのだと。だからこの条例を出しているのだと。それが肝心かなめの説明はそこでしょう。ポイントは。違うのですか。今の説明が一番のポイントではないのですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

何点かいろいろありますけれども、ポイントの一つには間違いございません。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

先ほども言いましたけれども、ポイントをきちんと教えてください、ポイント。そのことによって、今までの非常勤職員にも協力してもらおうけれども、二つ持つことによって、そういう流動性をやって、料金を取ると責任の問題もあるので、無料にしなから、普及活動をしていくと。その体制としては、今言ったような体制で、新たに構築するのだと。だから今回の条例を出しているのだと、ここをきちんと言わなければ、市長が一生懸命条例改正の話をして、具体的なものをといたら、そういうものをきちんと説明してください。これは私が質問しなかったら、その話は出てこないのではないですか。質問しなくても、そういうものはやらなければ。これからそういう気持ちで説明しますか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

そのようにさせていただきます。

○議長（阿部五一）

17 番松村敬子議員。

○17 番（松村敬子議員）

1 点質問させていただきます。3 階の方を体験コーナーにするというお話がありましたけれども、具体的にどのような体験を考えられているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

体験学習のメニューといたしましては、いわゆる制作の部分と、いわゆる体験というふうなことを考えておりました。何か物をつくるというふうなことにつきましては、例えば勾玉をつくったり、管玉をつくったり、あるいは縄文の土器をつくったりというふうなこと、あるいは民俗資料をつくって、わら細工をつくったりというふうなことを考えてございます。

体験につきましては、例えば火おこしだとか、塩づくりだったり、そういったことを体験させるというふうなことを考えてございます。

○議長（阿部五一）

17 番松村敬子議員。

○17 番（松村敬子議員）

今の体験の方を聞きますと、どちらかという子供たちというのですか、そういう方が関心を持つような内容かと思うのですけれども、ぜひそのようにして、特にそういうところに力を入れていただきたいと思います。

といいますのは、やはり先ほど竹谷議員の方からもお話ありましたように、今回の無料になったということの一つの大きな意味として、やはり多賀城市民の多くの人に、自分たちのまちの歴史的、文化的価値、よさというものをやはり知ってもらおうということが一番の大きな目的ではないかと思えます。そういう意味からいきますと、意外と自分のまちのすばらしさを知らないということが多いのが現実ではないかと思うのです。そういう意味からも、ぜひ多くの方に集っていただけるような、そして多くの方が体験していただけるような、それを通して関心を持ってもらい、理解してもらえよう施設になればいいかと思えます。

ただ、残念ながらまだまだそういうところに至っていないのが現状のように思います。それで、私も結構関心がありまして、最近そういうところに行って勉強させていただくのですが、意外と高齢者が多いのです。どちらかという、もう仕事を終えて、もう家にいらっしゃるという方が、結構そういういろいろな講演とか講座などに来ている方が多くて、なかなか若い人とかそういう人が少ないというのが現状のように思います。

そういう意味から、せっかくこの施設をつくるわけですので、多賀城市民の子供たちがもっとこういうところに足を運んで、多賀城市のすばらしさ、そういうものを感じてもらえるような、そういう施設にぜひしていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

常任委員会で以前に何度か説明を受けているのですが、近現代史についても展示するようになりたいというような説明を受けているのですが、その方針は変わりがないのかどうかという点です。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

2 階の展示室につきましては、例えば藤原議員からお話ありましたように、いろいろな古いものだけではなくて、民俗資料的なもの、あるいは、例えば海軍工廠関係などにつきましても、いろいろな意味で展示をしたいというふうには考えてございます。

○議長（阿部五一）

10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

そうすると、この管理を埋蔵文化財調査センターがやるということなので、結局こういう名前に落ち着いたのではないかと思うのですが、この名前ですと、やはり埋蔵文化財関係しかないというイメージになってしまうのです。もう少し実態に合わせたネーミングがあったのではないかという気がするのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

施設の名称につきましては、どういうふうにするかというふうなことはいろいろ出ました。といいますのは、この国庫補助の要綱が、埋蔵文化財調査センターに係る、いわゆる施設の拡充だったりというふうなことでございまして、どうしてもこの埋蔵文化財調査センターというふうな名称をどこかで使わなければならないというふうなことがございました。

そういった中で、分館というふうにするわけにもいきませんので、体験館というふうなことにいたしました。

あと、もう一つ考えておりますのは、この愛称ですが、募集をしてもいいのではないかと、いうふうなことも考えてございます。

そういったことで、公の名前については体験館というふうなことにしましたけれども、愛称的なものもこれから考えていきたいというふうに思っております。

○議長（阿部五一）

15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

3 点ほど述べますが、一つは、この（仮称）「考古資料館」を建設するに際して、構想した段階から一定の年次計画を定めて取り組んでこられたわけです。

内容的には、一つは、財政をどうするか。どう賄うかということでありました。

それから、もう一つは、どのような管理運営を図るのかということできり組んできて、財政的にも、今話がありましたけれども、国庫補助をいかに確保するかということで、努力されてきたこの経過というのは、多とすべきだと思うのです。

もう一つは、管理運営に関しても、かなり専門的に、広く、大きく呼びかけて、ボランティアの養成をしながら、しかもその学習内容もかなり専門的に取り組まれてきて、優秀なメンバーがその勉強に励んで、今日の体制を支える状況下にはぐくまれていると。こういう成果を内容的には培ってきたと思うのです。

あわせて、広く民俗資料などを市民からの賛同を得たものを展示していこうということで、視野も広げて、今、近現代史の話がありましたけれども、文化財の普及、啓発という広義な立場でこの取り組みをしていこうということで、改めて体験館というようなことで取り組まれている現下である、というあたりの政策評価については、私は3点ほど今述べましたけれども、やはり重要なポイントがあったのだと思っています。そういう成果の上にこの条例が提案されているということと認識しております。その面での所見を1点伺います。

それから、もう一つは、収蔵庫の課題ですね。これも課題になっていて、どう今後備えていくかということも、今後検討しなければならないテーマだろうと思うのです。

以上、2点について考え方を御披瀝願います。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

今整備中の（仮称）「考古資料館」につきましては、いろいろなあそこの施設の利用というふうなことから、どういうふうな補助があるかというふうなことで、前の市長もいろいろ悩まれて、文化庁の方にいろいろ相談しましたら、こういった補助がありますというふうなことで、補助をいただいてやるようになりました。

ですから、前の市長は常々申されておったのですが、「民俗資料館的な」というふうな話もしてございました。しかし、この補助からいきますと、そういった名称は使えません。というふうなことで、とりあえず埋蔵文化財調査センターの中での展示室というふうな、展示関係というふうなことにしてございました。

そういった中で、今後、平成19年度の予算の方にも上げて、後日審議していただきますけれども、また、さらに、このディスプレイの部分につきましても、19年度でまたこの展示の補助をいただいて、さらに整備を進めていくというふうなことにもしてございます。

そういった中で、財政的な部分についてはいろいろな補助をいただきながら、いろいろなことを進めていきたいというふうな考えているところでございます。

また、もう1点、収蔵庫につきましては、当然、毎年、毎年発掘が進んでおりますけれども、遺物の古いものを捨てるというふうなわけにもいきませんので、それらにつきましても、おかげさまであそこの施設、1階につきましてもかなり天井が高うございますので、あそこ、中を2階建てのような形にして、そこでいろいろな収蔵も、今までの倍ぐらいの面積で収蔵することにしてございます。

いろいろな、年々、年々発掘が進んでいきますと、この収蔵というふうなことはずうっと、永遠の課題といたしますか、そういったことにはなってくるかというふうには思っております。

○議長（阿部五一）

15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

そういう展示館の建設に向けて取り組んできた中身がありますから、今後は、二つ述べますけれども、一つは、いろいろな制約はあるのですけれども、内容をさらに豊かにするために、広く市民に呼びかけて、やはり民俗資料等の収集、これはいろいろな古文書なども含めながら、やはり広く多賀城市の文化財を整理、発展させるための収集に当たる。これは基礎資料の収集にもなるわけですから、大いに心して、これを機にもう一つは取り組む課題。

それから、あと一つは、この施設の利用を図るためにも、各種企画展などをこれまで以上に積極的に取り組む。そして、ボランティアの皆さんの大いなる働きも願いながら、両々相まって、展示室についても体験館にしても、東北歴史博物館とはまた違う多賀城独自のもの、多賀城であるからこそできるというよさを、やはり切磋琢磨して取り組む。そのことによって、多賀城市の文化財の醸成も、そして東北歴史博物館の取り組みも、両々こう発展するのだというこういう関係をお互い築くためにも頑張っていたきたい、このように思います。決意のほどを伺います。

○議長（阿部五一）

教育部長。

○教育部長（菊池光信）

2 点ちょうだいいたしました。民俗資料の収集につきましては、進めていこうというふうなことにしております。

企画展につきましても、先ほども申し上げましたけれども、いろいろな補助を受けながら、よりよい企画展にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 13 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 14 号 多賀城市敬老金等支給条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部五一）

日程第 15、議案第 14 号 多賀城市敬老金等支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 14 号 多賀城市敬老金等支給条例の一部を改正する条例についてであります。これは特別敬老祝金等の額及び支給要件を変更するため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（板橋正晃）

それでは、資料 3 の 19 ページをお開きいただきたいと思います。

多賀城市敬老金等支給条例の一部を改正する条例の新旧対照表で御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、ただいま市長からの提案理由、また、先日説明会で説明してございますので、省略させていただきたいと思います。

初めに、第 4 条でございます。これは旧条例では、「受給者が 100 歳に達した日後最初の誕生日の属する年度に限り、特別敬老祝金を支給する」という規定でありました。これは 100 歳に到達の年度中に祝い金を支給することを定めたものでございますが、100 歳の方

が年度内に当市に引っ越してきた場合でも、支給することが可能と解釈できることから、改正するものでございます。

新条例では、「100歳に達した日」、これが基準日でございますが、「その前から引き続き住民等である者に限る」と、これが受給者という規定に変わるものでございます。

次に、第5条ですが、旧条例では、65歳に達した日の翌日から基準日までの間に、通算して住民等である期間の区分に応じて支給しておりました。これは、100歳までの35年の間に、子供さんの家等に転出した場合、特に5年が経過していると、住民票及び戸籍の付票の保存年限が過ぎまして、廃棄されますので、調査が非常に困難でありました。今後、このケースが多くなると予想されるものでございます。

よって、新条例では、「基準日まで引き続き住民等であった期間の区分に応じた額」に改正するものでございます。

次に、第1号は、5年未満の場合は「5万円」を「3万円」に。

第2号は、「5年以上15年未満20万円」を「5年以上20年未満」とし、「10万円」とするものでございます。

第3号は、「15年以上50万円」を「20年以上」の方について「20万円」とするものでございます。

次に、第7条でございます。弔慰金、これは99歳でお亡くなりになった方の額でございますが、「5万円」から「2万円」とするものでございます。

次に、資料1の31ページをお願いいたします。

附則でございます。第1項は、「この条例は、平成19年4月1日から施行する」ものでございます。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の多賀城市敬老金等支給条例第4条及び第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に100歳に達する住民について適用し、施行日前に100歳に達した住民等については、「なお従前の例による」というものでございます。

次のページの、第3項でございますが、新条例第7条第1項——弔慰金のことでございますが——は、施行日以後に死亡した対象者に係る弔慰金の額について適用し、施行期日、施行日前に死亡した対象者に係る弔慰金の額は、「なお従前の例による」というものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

提案理由でこの文章どおりのことを言われたのですが、この条例の基本は、「高齢者等に対して敬老金を支給し、敬老の意をあらわし、あわせて市民の敬老意識の高揚を図るとと

もに、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする」、ということでこの条例がつくられ、今日まで至ったと。

説明会でいろいろ聞きましたら、今回の平成 19 年度の予算の関係で、包括予算の関係で、保健福祉部として優先しなければいけないのは耐震関係であるというような状況で、敬老金の方の支給は現行でやっていけないので、改正したいという御説明でしたね。

私は、その説明会でも、それはおかしいのではないのかと、さきに条例を出して、これこれこういう理由でやるので、条例を先に出して、その条例を改正した後に、予算として張りつけするのが道理ではないのですかという質問をさせていただきました。

でもなかなか私の質問とかみ合わなかったのですが、そこで私は、市長の施政方針を聞いておりました。ここにも書いてあります。これは保健福祉部で書いたのかどうかわかりませんが、ここでは、「市全体の予算規模が縮小をしていく中で」云々ということを書いてあるわけであります。施政方針で。これを見たときに、この整合性はどこにあるのかと。説明会のときには一生懸命、「そのことは誤解だ、誤解だ」と言っておって、今度は、多賀城市の全体の予算規模が縮小・縮減していく中で、100 歳の長寿を迎える高齢者の方々がふえていく傾向にあるので、見直しをしなければならないのだと。これはおかしいのではないかと。

ですから、まず一つ、この市長の施政方針と、あなた方が私に説明した内容との整合性、どういうふうに理解をしたらいいのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（板橋正晃）

この施政方針で言っているのは、一般会計にしても、対前年度比から非常に低い予算になっているというのは御承知のとおりでございます。市全体で縮小した予算を組まなければならなかったということでございます。

それに対しまして、各部に配分された包括予算につきましても、対前年度よりもさらに減額するような包括予算でございました。その中で、何を優先してやるかということについては、説明会で申し上げたとおりでございます。各部でスクラップ・アンド・ビルドなどをしながら、よりよい予算をつくらうということで努力した結果だと思えます。

私は、市長が言った施政方針と私が述べた包括予算の上に立って、保健福祉部で何を重要視したかということで、決して 100 歳の方を軽く見たというあれではないのですけれども、全体の予算の中で何としてもせざるを得なかったということでございまして、私は市長の言った施政方針と矛盾していないのではないのかと思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

はっきり言って、100 歳の皆さん方に対する政策としては後退ですね。それは予算の関係だと。お金の関係で後退せざるを得ないと。

私は、あの説明会で申し上げたように、これは政策予算ではないのかと。どこからも補助金も来ない、多賀城独自で政策的に 100 歳の皆さん方の敬老の祝いをしようと。人が多かろうが少なかろうが、今までの御苦労に感謝をしようと。市長はそのときの答弁で、「いや、実は全然わからない、行ってもわからないような人もいます」という話がありましたけれども、それはそれ、それを介護してくれるお子さん方、お孫さんもいるでしょう。そういう方々に、「御苦労さんだったね。ここまでね」という意味もあるのではないかと。

私はそういう意味でいくと、くどいようですけれども、少なくとも敬老祝い金については下げる必要はないし、減額する必要はないし、ただ、今のこういう時代ですから、今までの「5年以上 15年未満」を、多賀城に在籍しているのを 25年なり 30年にするというのは私はわかります。そういう政策をとろうというのはわかりますけれども、金額的に何も落とすことはないのではないのかということ、私は常々思っているのですけれども、私の考えは間違いでしょうか。そういうふうに、財政は関係なく、そういう気持ちでまずトライすることが大事な政策の関係ではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（板橋正晃）

間違いでしょうかと言われましたけれども、私は決して間違っているとは思ってございません。私はやはりそういう方に対しても、100歳の方に、今までのままでやった 50万円でも、やれる状況にあればやる、これは当然のことだと思っております。

ただ、先ほどから言っていますように、今回、全体的に見て、何を優先させるかということが大事ですし、これは先ほど言ったのは緊急的な課題を私は申し上げました。やはり長期的には、説明会のときに申し上げましたように、高齢者もやはり 100歳になった方を祝いしながらも、100歳まで何とかみんな元気で高齢者が過ごせるような地域づくりにシフトするというのも、大事な要件ではないのかと思っております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私はそういう地域をつくってもらいたい。では、それに対してそれだけの予算を配分しているのかと。全然されていない。だから言っているのです。きちんとその裏づけがあって、あなたの言うようなことの裏づけがあって、だからその分はこういう予算をつけているから、これで理解してくださいというのならわかります。そういうことは全然見えない。だから私は言っているのです。

実は、私、本当を言うと対案を出そうと思ったのです。議員提案で。私はそういう意味を含めて、あなた方の、私はこれはどういったことかわかりませんが、大体やりました。

100歳で 50万円どーんともらうよりも、説明会でもちょっと藤原議員の方からもありましたが、事前にやる方法があるのではないかと。それを導入したらどうかということで考えました。ここに出しませんけれども。私は敬老の皆さん方、こういうお年寄りの皆さんたち、我々がこういう立派なまちをつくっていただき、こういう立派な日本をつくっていただいたという敬意を、我々は微力ではございますけれども、我々の税金の積み上げの中で、

私はお祝いしてやるべきだと。そういう精神があれば、こういうものを減らすこと自体が私はおかしいと。

ですから、私が考えたのは、25年という年月を多賀城にいたら、98歳から10万円、99歳でまた10万円なり20万円、100歳になったらトータルでちょうど50万円になるように出してやったらいいのではないかと。これはよその方でやっている例なのですけれども、私はやはりこういう心温まるものをつくってやる。

それから、10年以上25年いたら、99歳になったら10万円なり5万円なり上げようと。100歳になったら、30万円になるその残り分をやろうとか、そういう配慮が必要なのではないかと、私はそう思っているのです。

それが高齢者に対する手厚い志ではないかというふうに私は思っているのですけれども、市長、どうですか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この間も説明会のときにお話し申し上げましたけれども、これはいろいろ決めようですが、ほかの地域でもいろいろと決めようとかあるわけですが、塩竈の市長などにこの間聞きましたら、それまで100万円やっていたものを、逆に、市長になった途端に10万円に下げたというふうな事例もあるわけです。

ですから、先ほど部長がお話ししたとおり、やはり政策の重点をどこに置くのかという方向で決めていかないと、これは私も竹谷議員がおっしゃったとおり、本当を言うと50万円そのままあげたいくらいの気持ちは十分にあるわけでございますけれども、全体的に財政が逼迫している状況の中で、やはり考えてみますと、こういう措置をとらざるを得なかったということ、ぜひ御理解いただきたいというふうに思います。

やはりこれからは介護予防とか、そちらの施策の方にやはりシフトしていく必要性はあると思います。どのくらいシフトできるかどうかというのは、これは調べてみないとわからないわけでございますけれども、その辺のことをもかんがみながら、ぜひ今回は御理解いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

理解しているという質問はしないのですけれども、幾ら考えても理解できないのです。先ほども私の言った論点からいくと。ここで言っても、それはお互いの主張が通りませんから、ここで幾ら質問しても、「ではそういうふうにしましょう」というふうにはならないのでしようけれども、はっきり言って、先ほどから言っているように、包括予算でやっていったから、ないからこういうふうにするのだという手法ではなく、菊地市政の政策として、今言ったように、こういうポイントでいこうから、ここはこうしていこうという洗い直しの中で行うというのであれば、予算編成前に条例改正なり何なりをして、進めていくべきではないかと。私はそれが筋ではないのかと。

それは多賀城市の全体的な予算を見きわめた中で、菊地市政としての重点施策というものがあるでしょうから、その中で、やはりここは我慢するものは我慢してもらわなければいけないからというのであれば、これは前もって条例改正をして、議員の皆さん方の御意見もちょうだいする中で、意思疎通をきちんとして、その上で予算編成をしていくというやり方が、私は大事なやり方ではないかと思っているのですけれどもいかがでしょうか。これは部長でいいですか。

○議長（阿部五一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（板橋正晃）

確かにおっしゃられることは私十分わかります。今回、なぜ2月かということになると、前回平成15年のとき、たまたま2月にかけてということで、今指摘されれば、そういう安易なところもあるのかなという考えはあります。

やはり今後、今、議員がおっしゃるとおり、そういう部分も早目に意思決定がされるならば、早目に条例を提案するというのも、やはり視野に入れていくべきと思ってございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。討論ありますか。反対ですか。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。10番藤原益栄議員。

○10番（藤原益栄議員）

この敬老金は、性格としては本人の長寿へのお祝いと、家族への介護のねぎらいのお金ではないかというふうに思います。

50万円から20万円に減らしたとしても、生活していけなくなるというものではないので、単純に福祉切り捨てなどと言うつもりは毛頭ありません。

そもそも、100万円にするときに、ちょっと極端ではないかという意見を言っていた経過があります。

ただ、一連のものを見ていまして、非常に場当たり的だという感じがせざるを得ないので、100万円にするときは、ブームと勢いで「100歳100万円」ごろ合わせで、100万円とつくりました。あえて反対しなかったのですけれども、極端ではないかという話をしま

した。それから、50万円にするときは、これも同じような理由で、私どもはたしか反対はしなかったはずなのです。100万円から50万円にするとき。

ただ、また金がなくなったからといって、50万円をさらに20万円にするというのは、本当にこれはもう場当たりので、理念も何も感じられない。そういう意味で、賛成しにくい条例だということです。一つ目は、そういう場当たりのだということです。

二つ目は、やはり新年度いきなりやるというのも、楽しみにしていた方がいっぱいいると思うのですけれども、「はあー50万円から20万円」ということで、落胆している方もいると思うのです。まあ経過措置というのがあってもいいのではないかとということで、この2点で、賛成しづらい討論をいたします。

○議長（阿部五一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。18番根本朝栄議員。

○18番（根本朝栄議員）

議案第14号 多賀城市敬老金等支給条例の一部を改正する条例について、賛成討論を行います。

この条例の第1条「目的」には、「この条例は、高齢者等に対し敬老金を支給して敬意の意をあらわし、あわせて市民の敬老意識の高揚を図るとともに、高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする」とあります。

また、特別敬老祝金につきましては、100歳という長寿を目指して頑張ってきた方々を、その節目に敬意をあらわす意味から贈られるものでございまして、高齢者の方々にとって最大の目標になるよう、平成3年度に設けられたものであります。

100歳到達者の推移を見ますと、平成3年から7年までは1人も100歳になった方はおりませんでした。しかし、平成8年には1人、9年には2人、10年には1人と、100歳到達者が出始め、11年と12年にはおりませんでしたけれども、13年度以降は毎年切れずに到達者が出ております。

特に、平成19年度には13人、22年度には17人の到達者が予想されており、この数値は年々増加するものと予想されるのであります。

これは、現実的に超高齢化社会に突入したことを意味するものであり、したがって、これまで100歳まで何とか長生きしてほしいとの条例制定時の目的を、ある一定程度達せられたと認識するものであります。

また、隣接市町の動向を見ますと、利府町では100万円、また七ヶ浜町では98歳10万円、99歳20万円、100歳30万円とユニークな支給をしているものの、名取市、岩沼市では20万円、仙台市、塩竈市、登米市、松島町では10万円、大崎市にあっては1万円となっており、多賀城市と同程度あるいは低くなっているのが現状であります。

この条例の目的からすると、問題は金額の多寡ではなく、今後なお一層増加していく高齢者を敬う社会風土をどうつくり上げていくかが非常に大事なことになっていくと思うのであります。

さらに、大変厳しい市の財政状況を考えますと、敬老祝金の原資も当然市民の血税でありますから、限られた財源を有効に各事業に配分し、行政運営をしなければなりません。特に、保健福祉部においては、子供たちの安心・安全を図るため、保育所の耐震診断や耐震

改修工事に予算措置を講ずるなど、事業の緊急性や優先度を考慮したこのような行政運営については、十分に市民の理解を得られると思うところであり、超高齢化社会を迎えた今日、元気な高齢者づくりの施策も大変重要な課題となっております。

このような財政状況の中、減額はしたものの、この制度を存続したことにむしろ評価をするものでございます。

以上の理由から、総合的に判断し、このたびの条例改正はやむを得ない改正と認識するものでございます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論ありませんか。21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、賛成討論、反対討論それぞれありますが、私は反対の立場で討論させていただきます。

説明会から初め、きょうも質問させていただきました。私は、敬老祝い金につきましては、趣旨からいって、100 歳という一つの長寿を祝うものであって、私は、人数がふえていって金がかかるというのであれば、その財源をどう求めていくのかというも政治の世界ではないかというふうに思います。金がないから、そういうものを切るという発想ではなく、そういうものを生かしながら、どう新たな財政を構築していきながら、やはり苦勞して今日まで築いてくれた先輩の皆さん方、そして 100 歳まで長寿をしていただいた方々を祝ってやる、そのことが、私たち若者に課せられた私は市民の責任ではないのかというふうに思っております。

そういう関係から、50 万円というこの金額については堅持をしながら、ただし、先ほど言ったように、在籍年数について考慮するのであれば、それなりの考慮をしても結構だと思いますけれども、金額については堅持をしていくべきだというふうな思いを持っておりますので、私は今回の条例改正については反対するものであります。

○議長（阿部五一）

5 番森長一郎議員。賛成討論ですね。

○5 番（森 長一郎議員）

議案第 14 号に対して賛成の討論をさせていただきます。

平成 19 年度予算においても、財政厳しき折、昨年に引き続き産みの苦しみの中、包括予算として各部枠配分のもと、選択を迫られての結果であり、長年にわたり市に貢献された畏敬の念は変わりはなく、逆に市民協働の立場から、その枠を育児環境整備という当局の判断に理解を示し、めでたく 100 歳を迎えることのできる方々へ感謝限りないものと考えているものであります。

夕張市にならぬよう、苦渋の選択が続いてまいりますが、とどのつまりは 6 万 2,000 人多賀城市民のための英断と、当局並びに市長の苦しい立場を理解、賛意を示すものであります。

○議長（阿部五一）

これより議案第 14 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長 (阿部五一)

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩をいたします。再開は 2 時 15 分であります。

午後 2 時 06 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○議長 (阿部五一)

再開いたします。

日程第 16 議案第 15 号 多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長 (阿部五一)

日程第 16、議案第 15 号 多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 15 号 多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは本市の逼迫した財政状況に即応させるため、当分の間、下水道事業の地方公営企業法の適用を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては上下水道部長から説明させますので、よろしくお願いたします。

○議長 (阿部五一)

上下水道部長。

○上下水道部長 (鈴木建治)

それでは、多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の理由につきましては、先般の説明会及び本日の市長の説明により、省略させていただきます。

資料3の20ページをお開き願います。

それでは、多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表により御説明申し上げます。

最初に、下水道事業の特別会計への移行につきましては、条例の題名を「多賀城市水道事業の設置に関する条例」に改めるものであります。

次に、第1条、条例の趣旨であります。同条中、「及び下水道事業」を削るものであります。

次に、第2条であります。見出し中、「及び下水道事業」を削り、同条第2項に規定しておりました下水道事業の設置に関する規定を削るものであります。

次に、第3条であります。下水道事業に地方公営企業法の全部を適用する規定を削るものであります。

次に、改正前の第4条であります。同条第1項中、「及び下水道事業」を削り、同条第3項の下水道事業の廃水区域等の規定を削り、「同条」を「第3条」に改めるものであります。

次、21ページをお開き願います。

次に、改正前の第5条であります。第3条を削除しましたので、地方公営企業法施行令の略称規定を正式に規定するものであります。

また、「及び下水道事業」をそれぞれ削るとともに、同条第2項中の組織名を「上下水道部」から「上水道部」に改め、同条を第4条とするものであります。

次に、改正前の第6条及び第7条であります。それぞれ「及び下水道事業」を削り、条ずれに伴い、1条ずつ繰り上げるものであります。

次に、改正前の第8条であります。「及び下水道事業」を削り、「金額は」を「金額または」に文言の整理を行い、1条繰り上げるものであります。

次に、改正前の第9条であります。「及び下水道事業」を削り、「まで提出する」を「までに提出する」に文言の整理を行い、1条繰り上げるものであります。

次に、資料1の34ページをお開き願います。

附則であります。この条例の施行日を、「平成19年4月1日とする」ものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

済みません。先ほどから大分私の体のことに気を使っていたいておまして、特に石橋先輩は、「ちょっとやめたらいいのではないか」ということですが、議会でございますのでそうはいきません。確認だけさせていただきたいと思います。

今回の改正は、説明会でもいろいろ質問させていただきましたけれども、平成 17 年 12 月議会で、私が反対の討論をした内容とそのとおりに置きかえられたということについて、そのように解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

平成 17 年の 12 月の説明会にやりました、（「議会です」の声あり）議会ですか、やりました財源の確保という点につきましては、いわゆる公営企業化した後、市の財政課と企業であります水道部で、昨年来より県及び国にいろいろ起債の借り受けについては協議してまいりました。

結果、思うように進まなかったということで、議員の御指摘もあるとおり、結果的には、今回このような提案をさせていただいたと、こういうことになると思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、財政分析は私の方が正しかったと。市当局は、財政計画の見通しに誤りがあったというふうに考えられるのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

財政に誤りがあったというよりも、どうでしょう。起債の、いわゆる市の全体事業を勘案したとき、財政的な市の運営から見た場合、削減される、いわゆる平準化債の借り入れ額そのものが、今後の市の、先般の説明会でもありましたとおり、平成 24 年度までの市の財政運営を考えると、相当やはり厳しいという前提に立って、やはり幾らかでも財政運営に寄与する方法ということで、今回このような結果になったということで解釈しております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私は、今の部長の答弁は当たらないと。私は、私の反対討論の議事録で、そのことを既に指摘しております。時期尚早ではないか。もうちょっと財政の現状を見て、公営企業化にしても遅くはないのではないかと。最低まだ二、三年待ってやったらいかがですかと。だから私は反対ですという討論をしています。

議事録を読んだことはありますか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

上下水道部としては、雨水については公費負担という原則からいけば、いわゆる財源の捻出先というのは当然、一般会計で捻出されて負担されるものという前提で、それを上下水道部としては平成 18 年度の 4 月 1 日から引き受けをして、上下水道部なりに、竹谷議員から御指摘あった内容について、いろいろ検討を進めてきたという結果でございます、いかにせん、先ほども説明したとおり、国、県の直接的、間接的にいろいろ協議を進めて、県からはその他の財源の提案も受けて、それらも平準化債の不足額に寄与できるものではないだろうかということで、いろいろ計算をさせていただいたところでございますけれども、前回の説明でしたとおり、削減された幅までは、その提案された起債の内容について、使えなかったというような内容でございます。

結果的には、今言われたとおり、二、三年待って見たらいいのではないかと、こういう御指摘ですけれども、結果的にはそういったことを選択したと、こういうことだと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

上下水道部長はそこまでしか言えないですね。あのときは答弁ももらっていませんし、移行のときは、どちらかという、申しわけございませんが主役ではなかったようです。脇役のようでしたから、そういう話にならざるを得ないでしょう。

ひとつ、これはきょう、いろいろ話を聞いたので、助役に余り聞きたくないのですけれども、あなたが行政改革推進委員会の第 4 回の会議で、この問題を議論しておりましたね。助役。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

その第 4 回というのが何月何日でしょうか。その第 4 回云々と言われましてもぴんと、いろいろやっていますので、具体的に日にちでちょっとお話しください。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

こんな大事な議論をしているのを、それをわからないでどうするのでしょうか。平成 17 年 12 月 20 日、15 時から 17 時、第 1 委員会室で会合を開いております。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

今、会議録を取りました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

私が読んでもいいのですが、その 2 ページに、助役が質疑応答の中で、平成 17 年度に話題になった公営企業化に対する質問に対して、当局の考え方はこうなのだと。私たちが質問していることは、「二、三年の収支しか見ていない。公営企業化に踏み切れば、3 年か 5 年以上の長期的な視点で考えれば、最終的に効果が生まれるのだ。長期的な経営視点で見れば、行政改革になるのだ」という答弁をしておりますね。違いますか。大体概要ですが。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

そういった趣旨の答弁をしております。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今回、この答弁をどういうぐあいに解しますか。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

この平準化債の問題で、説明会の折もいろいろ私の考えというのを既に言っているのですが、この公営企業化そのものについては、竹谷議員も反対ではない。数年先に、財政が安定した時点でやったらどうかと、そういうお話もございましたし、雨水と污水の問題はどうだという議論もいろいろされました。

ここに、今いっぱい会議と委員会の資料がここにあるものですから、4 回といってもびんとかなかったのですが、この民間による委員会、まだ 3 カ月かそのぐらいしかたっていませんが、その中で、公営企業化というのは、これは平成 12 年に行革大綱が出て以来、この公営企業化を目指して、数年間いろいろな紆余曲折の中、いろいろな道をたどって決定したわけです。

それは、やはり公営企業の将来の自立化ということも視野に入れながら、長期的スパンの中でこの公営企業化をとらえてくださいと。ただ、先ほど来出ているように、この数年、非常に厳しい財政事情にあるので、もう少し待たりたいのではないかという議論をたびたび受けました。

ですから、数年後には、やがてこれは逆転することも、今、皆さんの方にも説明しているとおり、三、四年後ですか、逆転する場合があります。

そういう目先のちょうど収支からいければ、今、一般会計からの繰り出しをできるだけ軽減したいと、こういう財政的なスタンスからいくと、確かに戻すということも選択の一つなのでしょうけれども、本来は、やはり私としては、私というより、このいろいろと行革にこれまでかかわった者とすれば、やはり公営企業化ということは絶対避けて通れないと、こういう認識のもとに、実際、この委員会のときに、委員の中でも、将来の展望をきちんと踏まえて戻すべきだという御意見もあったように、やはり私は将来の展望を見たときに、企業化も絶対的に必要なことだと思いますし、そういう視点でここでは答弁させていただいたということでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、議会ですから、ちょっとそれを脱いだ言い方はできないのですが、はっきり言って、選択が誤っておった。財政から見れば、多賀城の今の現状の財政から見れば、ちょっと早かったと。それに気がついたと。一般財政の問題を考えていくと、平準化債を使うべきだったと。だから、この厳しい財政だから、今回戻さざるを得ないと。だから1年もたたないうちに、早く手を打たざるを得ないという現状になったというぐあいに私は考えているのですけれども、それが私たちが先取りして、平成17年度の提案のときに、「こういう問題が起きたらどうするのだ」ということを言いながらも、当局は、公営企業ありきで走っていったということになりませんか。私はそういう判断に立っているのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

これも何度もその説明会、先般もそうですけれども、ちょっと違うのです。もともとこの平準化債、これそのものが、公営企業化することによって減少するというのは、平成17年9月ごろから当然わかっていましたし、それはそれで承知の上でこれを進めておった経緯はございます。

ただ、その後、いろいろな、この間、財政事情もいろいろ説明しましたように、大幅ないろいろ三位一体改革とかいろいろな財政的な締めつけ、と言ったらいいのでしょうか、そういったものが、その平成17年9月以降といいますか、その後のいろいろな財政的な締めつけ等が著しく出てまいりまして、それで経常収支比率の問題も出てまいりました。そういう問題も、それから短期的に見ると、このいろいろな連結決算の問題とか、いろいろなことを視野に入れたときに、今回、究極の選択として、戻すこともやむなしという判断のもとに、今回ここでお願いしているわけございまして、その平準化債そのものがそれで減るということは、もう前から知っていました。

ただ、先ほどから言っているように、何とか新しい市長のもとでいろいろな政策、費用等が困窮している中で、それをもっと活用できる方法もあっていいのではないかという皆さん方の御意見もあって、それを市長が酌み取って、こういう形を判断されたと、こういうふうに私は思っているところでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

はっきり素直に、我々の主張が、もう一回、一步踏みとどまって、あのとき考えてみればよかったと、なぜそういうふうな答弁にならないのでしょうか。残念でなりません。

河北新報で取り上げました。「行革に逆行 批判の声も」というタイトルで出ました。どういう感想を持ちますか。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

新聞の方の見出しがどういうものか、まあ、新聞社はたしか説明会にも来ていたので、そういう取りまとめをしたのでしょけれども、行革というのは、それも一つの今度の公営企業の問題も行革大綱の大きな柱でもございました。そういう意味で、その新聞記者は、「逆行か」というような、たしかそういう見出しだったと思いますけれども、それも行革の一つですから、見方をすれば、ちょっと後退したのではないかというような思いもされるのでしょけれども、確かに公営企業化を目指して、こういうふうな次年度で特別会計に戻すことについては、いろいろ職員からもいろいろな問題点が指摘されてございます。

ただ、行革の本質はまだまだ多々いっぱいあるわけでございますから、市長も不退転の決意で、「それはやりますよ」と、こういうことでございまして、それだけをとらえて、後退かと、こういうふうな認識ではありません。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

幾ら話しても認識のずれですから、私は、私どものお話ししたことについて、一回立ちどまって、議会の意見をもう一回聞いて、精査をして、将来的財政的な展望に立って、当時もそのことはわかっておったわけです。私はそのことを指摘しているはずで、それを強引に押し通したという結果が、今日に来たというぐあいに私は認識しております。

当局はそういう認識に立っていないというのでしたら、立っていないとも結構ですが、結果論として、私の反対討論の内容と同じ結果の道を歩まなければいけない状況に財政上はなった、というぐあいに私は認識しております。

次に、私、資料を要求したのですけれども、資料は来ていないのですけれども、説明会のときに、企業会計から特別会計にやった場合の予算の計画、試算表、出してくださいということをお願いしたのですけれども、なぜきょうのこの審議の中に資料として配付されないのでしょうか。

私はなぜそれを言うかといいますと、下水道特別会計から企業会計に移行した場合の予算見込みということで、私たちに説明書が配られました。ここで幾らコスト的には削減されますという説明をしました。

今回、移行した場合に、どういう状況になってくるのかという参考にしたいと思ひまして資料を要求したのですが、なぜきょうの会議にその資料が配付されなかったのでしょうか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

日程的に本日という意味だと、こちらでは思っておりませんでした。つくって、22日ですか、何か財政で追加資料があるということなので、その際に合わせて提出しようということで、作業を進めておったところです。若干そういうことでは、認識の違いがあったということでございます。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

行革の先ほどの資料でも、非常勤職員を含め、2,700万円の費用が削減されると説明しているのです。ですから、私は、このときも、それに伴う削減が出ているのです。それと、やはりこうなった場合に、どのような経営になるのかというのがわからなければ、「いいです」とサインを出せるのですか。私はいいですよ。私の主張したとおりになるのですから。なるのですからいいですよ。私の主張どおりになったからいいというものではないでしょう。そうなったから、多賀城の下水道特別会計がどういう推移をしていくのか、それがやはり大きな条例のポイントになるのではないですか。私はこの案件については反対するものではございませんけれども、議会に対する姿勢はそういうものではないのではないですか、いかがですか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

そう言われればそうであろうと思ひますけれども、先ほど申しましたとおり、求められた資料につきましては、平成17年度を前提として、それから18年度に企業会計になったという資料とあわせて、今回、企業会計から特別会計に戻したと、こういう前提で、3段階に分けて実は資料をつくりました。つくって、先ほど言いましたとおり、22日だったですか、23日でしたか、ちょっと忘れてしまいましたけれども、財政の方で追加資料を配付すると、こういうことなので、ではあわせてその際、一緒に提出しましょうというようなことで、作業を実は進めてきたところです。

○議長（阿部五一）

21番竹谷英昭議員。

○21番（竹谷英昭議員）

議長、私の資料要求だからそういう意味でとっているのですか。議会からの要求だというふうな意味でとっているのか、どちらなのでしょう。少なくともこの条例を審議するために、説明会のときに私、「ください」と、出すべきだということを主張したのですね。間

違いですか……、間違いですか。議会に対する当局の姿勢はどうなのですか。疑問を持ちますけれども。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

これは、同じことを何遍も繰り返すことになって、大変申しわけないのですが、私の方としては、竹谷議員だからどうのこうのということではなくて、議会ということで、前提を踏まえて作業をしたつもりです。

ただ、提出する時期につきましては、そのような意味合いにはちょっと私の方ではとらなかつたということで、先ほどもお話ししましたとおり、追加資料があるということで、それでは、その辺に合わせて一緒に、その都度ばらばら出すよりも、合わせて出しましょうというような意味合いにとってしまったということでございます。

ですから、今言われたとおり、こういう意味合いだったのだということであれば、ちょっとそのようにはとらなかつたということについては、大変申しわけないと思っております。

○議長（阿部五一）

暫時休憩します。資料を出すようにします。3時再開です。

午後2時43分 休憩

午後2時58分 開議

○議長（阿部五一）

少し時間が早いのですが、皆さん集まっておりますので、再開します。

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

それでは、今お配りしましたこういう形でつくらせていただきました。

平成17年度までは特別会計であったということで、特別会計の17年度の当初予算、それから、先ほどもお話ありましたとおり、17年12月にいわゆる18年度企業会計に移行した場合の予算(案)という前提で、18年度の当初予算を組んだ予算と。

それから、今回、企業会計から特別会計に戻すという前提で予算(案)を、当然、企業会計と特別会計については、款・項・目というのですか、一般会計で言うと款・項・目、企業会計で言うと勘定科目ということでもありますけれども、違いがありますので、できる限り企業会計でなく、特別会計に落とした場合の予算組みというようなことで、19年度当初(案)ということをつくっております。

若干、平成18年度の企業会計の当初予算については、下に書いてありますとおり、営業費用と減価償却費、資産減耗費については、この科目から除かれているということと、それから、19年度につきましては、19年3月31日で企業会計を打ち切りますので、いわゆるその後の未収金、未払金については、この科目には入っておりません。別途未収金、未払

金が約 2 億円だったですか、が、今回新たに、いわゆる予算書との違いとこういことになると思います。

ここで大きく違うのが、歳入におきましては、いわゆる平準化債ですが、平成 17 年度、18 年度、19 年度と、ごらんのとおり平準化債がこのように変化しております。

したがって、その不足額については、上から 1、2、3 段、歳入の 4 段目の繰入金と
いうようなことで、繰入金の中でトータルを合わせているというような内容でございます。

以上、簡単ですが、説明させていただきました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

一つ、大した数字の違いはないのですが、平成 17 年のときの説明資料だと思うのですが、
でも、そのときに出した資料なのですから、同じ方法なのです。持っていますか。（「17
年の 9 月、12 月のものですか」の声あり）出したものです。下水道特別会計が企業会計に
移行した場合の予算見積もり額、ありますか。ではいいです。

ここで若干違いはありますね。きょう出してもらったのと前の数字と。この違いはどうい
うところから出たのですか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

この数字の違いというのは、ちょっと私、当時担当しておりませんので、具体的には言え
ませんが、この時系列的な問題からいきますと、これは平成 17 年 12 月の説明会で
つくったものであるということで、18 年の企業会計に移した場合、こうなるだろうとい
う想定での予算(案)ということだと思います。

これを受けて、その後、予算を正式に組んだ結果、一番最初に出しております企業会計平
成 18 年度当初予算というようなものが生まれてきていると、ということだと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

なるほど。端的にお聞きしましょう。企業会計にいけば、人件費で相当削減されるという
説明で、企業会計が有利なのだという説明をしましたが、そのとおり出ているのですが、
特別会計でした場合に、約 1,500 万円ぐらい人件費が多くなるのですけれども、これはど
ういう関係ですか。人がふえるのですか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

大変申しわけないのですが、現在、新年度予算案については持ってきておりません。したがって、具体的には数字何がしということでは言えませんけれども、基本的には、公営企業化にすることによって、実は特別会計から公営企業化にしたとき、私を含めて課長それから担当係長まで、いわゆる兼務をしまして、その額が2分の1と、2分の1は水道事業会計、2分の1は下水道事業会計ということで、負担をするということを進めてきておりました。

それで、今回戻すことによって、それらのものが一部解除されると。その辺で、解除された分の人件費が上がったというような内容で進んできておりました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかりました。

雨水管理費でも特別会計になったら管理費が高くなっている。これでいくと約2,000万円ぐらい。汚水管理費でも約1,400万円ぐらい高くなってきている。築造費はしようがないです。これはやることによってあれですから。結果的に、我々に公営企業化をやるときは、こういうのがメリットだということで、大々的に宣伝をして、公営企業化に踏み切ったと、踏み切るようにさせたというぐあいに、私は見ておりました。そうではないということで、私は発言をしていると。

結果的に、この資料からいけば、企業会計にやるのも、資本の平準化債をもともとから活用しておっても、下水道のこの特別会計ではさほど問題はなかったというぐあいに、これから見ても読み取れるのですけれども、そうすると、この平成17年度の特別会計から企業会計に移したときの説明が、誇大広告になっていたのではないかというふうな気がするのですけれども、率直に、だれでしょう。誇大的な説明になっているのではないかというふうに思うのですけれどもいかがですか。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

お話ししたとおり、説明会でのいろいろな公営企業化に向けて、いろいろなこういった削減項目として、多々挙げました。その中で、不確実な数字で二転三転したということもありました。それについては、私も何度かそのことについて率直におわびさせていただいたわけですが、当時としては、いろいろ、何と申しますか、担当部署で一生懸命、議会の皆さんの質問に答えられるように一生懸命やったのでしようけれども、結果として不的確な説明をしたり、あるいは数字の違いが出てきたり、そういうことを見据えて、何度かおわびしているわけです。

ですから、当時は誇大とかごまかすとか、そういう考えは全くないとそう思って、私はその話を聞いておりましたし、その思いで臨んだわけでございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

もう議論して、私が質問しておっても、皆さん、「いいのではないの」というような顔もしておりますので、あとは、やはり幾ら、今、助役とも議論して、この資料を見させていただいて、やはり資本費平準化債の活用というのが、平成 17 年の提案の時期においても、多賀城の財政全般を考えたら、重要な役割をしておったと。それを人件費等々が減ると、約 3,000 万円ぐらいプラスになるのだという説明をしておりましたけれども、現実的にはそれがプラスになったかもしれませんが、特別会計でいってもそんなにマイナス要因にはなっていなかった。逆に言うと、平準化債を活用しておった方が、多賀城の全般の財政からいけば、有利に運用できたということが、1 年間かかってようやくわかったというぐあいに私は理解をしておきたいと思います。

ですので、これからは議会のそういう問題に対してしっかりと耳を傾けて、提案されている条例がありきではなく、それに対する問題点があれば、率直に耳を傾けながら、再検討をして、お互いが、今回のようにもう一回同じものに振り出しになるようなことがないようにしていくことが、今回のこの条例の提案に当たって、反省すべき点ではないかというふうに私は思うのですがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

今回、この公営企業会計から特別会計へ、あるいは特別会計から公営企業化に向けてというふうな、そういう意味で、何といたしますか、申しわけありませんといたしますか、今、言ったように、いろいろな説明の過程で、ただ、今後これを特別会計にしても、やがて将来、公営企業化へまた戻すという場合も、やはりこういった検証などを十分しながら、こういったことが二度と、皆さんに御迷惑をかけることのないような取り組みをしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

それから、最後に、こういうコメントはやめていただきたい。

昨年、新聞ですが、「市議会定例会で変更を促進する声が相次いだ点も考慮し、会計方法が変更されても、市民生活に特に影響はない」云々という記事になっておりますが、そういう意味合いのコメントは私は避けるべきだと。将来的に、市民に対する影響が出てくるかもしれない。当面は出ないかもしれない。将来的には出るかもしれないというものであれば、こういうコメントは私は避けるべきであろうというふうに思っております。

もしそういうことについて、何か御感想があれば、お話ししていただきますけれども、御感想がないのであれば、今後はこういうコメントについては気をつけていただくということを、あえて申し上げておきたいと思っております。（「回答はいいですね」の声あり）

○議長（阿部五一）

ほかに質問ありますか。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

せっかく資料が出ましたので、1点だけ。平準化債を使い始めた平成17年度からの3年間の数字ですが、16年度は繰出金が幾らだったか手元に資料ありますか。

○議長（阿部五一）

財政担当次長。

○総務部次長（財政担当）(兼)財政課長（鈴木明広）

まことに申しわけございませんけれども、平成16年度の一般会計から特別会計への繰出金、今ちょっと手元には資料がございませんので、御容赦いただきたいと思います。

○議長（阿部五一）

10番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私、実は、ここに持ってきて見たのですけれども、20億1,290万円だったのです。平成16年度の決算数値の一般会計から下水道への繰出金は、繰入金は20億1,290万円だったのです。

それが平準化債を使うことによって17億円になり、そして平成18年度は企業会計にして、繰入金を17億円以下にするために、ぐうっと築造費を圧縮して、その予算規模で特別会計に戻したものですから、さらにその繰入金が減って、16年度と比べると5億5,600万円も一般会計からの繰出金が減っているのです。

そういう貢献を、これはやったのだということで、御認識いただきたいと思いますということで、終わります。

○議長（阿部五一）

18番根本朝栄議員。

○18 番（根本朝栄議員）

平成17年12月議会におきまして、公営企業化にする条例案が提出されました。平成12年から第三次行政改革大綱に基づいて、市においては公営企業化の方針を打ち出しながら、何回となくその検討を行ってきたわけでございます。

その説明会もございました。その中で若干の資料の足りない分、不十分なところもございましたけれども、私ども、その当時、その議案に賛成した者は、当時の市長が、行政改革大綱に沿って、ぜひとも公営企業化の方針で政策判断をしたい、公営企業化にして、企業の透明性の確保と、そして企業にした場合、経費の節約を通し、一生懸命努力したいと、こういう市長からもお話がございまして、当時はこの政策判断よしとして、私を初め多くの議員の皆様が賛同したわけでございます。

その経過を踏まえまして、昨年8月6日には新しい市長が誕生しまして、そしてまた、昨年の9月決算では、初めて経常収支比率が100.4%を超えるという衝撃的な決算の結果でございました。

そして、また、それを踏まえまして、平成18年度以降の財政が大変厳しいということで、緊急再生戦略の取り組み指針も出されまして、その内容の中で財政運営をどのように図る

かと。そのような深い検討を行った結果、そしてまた、この平準化債の活用のメリットというの、ここ5年間、平成24年度、それ以降は財政負担増になってしまうという、そういう時期的な問題もあるということを経済的に判断して、公営企業化を否定するのではなくて、あくまでも根底には公営企業化を持ちながら、一時的にその財政に少しはゆとりを持たせる選択をしたと、このように私は理解をしております。

また、市長がそのような理解のもとで判断をしたのではないかと、このように思うのですがいかがでしょうか。

○議長（阿部五一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、根本朝栄議員のおっしゃるとおりでございます。

また、当然、この公営企業に関しましては、あと、ちょうどピークを迎えます大体平成24年ごろには、やはり公営企業に戻さざるを得ないような状況かというふうに思っております。

今、こういう事態、私も去年は余りわかっていなかった状態だったものですから、ことしになりましてから、大体状況把握ができた段階で、国会議員の先生方にも、多賀城市の異常さ、要するにこの下水道会計の、今まで約615億円ですか、累年で考えますと使ってきたわけです。そのうちの51.7%が雨水事業だったということございまして、多賀城市くらい雨水事業に重点を置いてやってきた、要するに多賀城市単独でやってきたということございまして、考えてみますと、多賀城市だけでなく、仙台市からあるいは利府から、塩竈からという受け入れがあるわけです。ですから、その辺のこともかんがみ、広域的な考え方というふうなことも、一つ視点としてあるかと思えますけれども、それと、要するに、污水事業はお金を取ってやれるのですけれども、雨水事業はお金を取れないというふうな、公営企業にちょっとなじまないのではないかと、そういう趣旨にのっとって、その辺のことも、県あるいは国の方にいろいろと相談しながら、ぜひ特別交付税、あるいは別の措置をとっていただくように、今後努力してまいりたいというふうに思っている次第でございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部五一）

18番根本朝栄議員。

○18番（根本朝栄議員）

ただいま、污水と雨水の事業ということがございまして、多賀城市の場合は、污水はほとんど98.8%ですか、普及率があり、受益者にも負担を求めるということで、公営企業化にはなじんでいるという状況でございますが、雨水の場合は、あらゆるポンプ場建設、あるいは幹線排水路、こういったものに多賀城市では莫大なお金をかけてございまして、これはすべて一般財源で賄っていると、こういう状況でございますから、本来で言えば、雨水は公営企業会計になじむかどうかという、本来、議論も当然出てくるような気もするのです。

今は下水道事業というと、污水と雨水両方がその事業になっておりますが、このように污水も整備されて、そしてまた多賀城市も名取市と塩竈市ですか、非常に雨水にお金を使っていると、こういう自治体もございまして、分離してもいいのではないかと、そうい

う議論も当時あったような気がします。国の考え方としては、この汚水と雨水の考え方に対して、どのような考え方を持っているのでしょうか。

○議長（阿部五一）

助役。

○助役（後藤敏郎）

先般、県内の都市助役会議がございました。そのとき、副知事それから市町村課長も呼びまして、懇談の場で、市長が副知事とかいろいろ、また職員も市町村課に行っていて、今回の問題でいろいろ知恵をいただきましたので、あいさつ方々いろいろお話をさせていただきました。

副知事も、あと市町村課長は総務省からでしたか、要は、国は公営企業化を推進する立場で、その財政的な裏づけとといいますか、こういうふうには雨水、特別会計から企業会計に移すときに、その財政的な問題、また平準化債の問題がありますが、何かそういう場合に、移した場合に、激変緩和措置を講じられないかどうか、そういう制度的なものをやはり問題提起して、私たちは受けとめていますから、その辺を少し時間をかしてくださいと、こういう話もされました。副知事も同様にそのような認識でございました。

いわゆる今言ったような何億円かの繰出金が減るものですから、それを緩和する、市長が先ほど特別交付税なり何なり云々ということと言われましたけれども、制度的に何らかの、企業会計でしなさいと言っておいて、そういう平準化債の問題がつい最近出てきた話なものですから、そういったものを制度的に何かバックアップすることを考えなければいけないと、こういう問題意識を持っているようでございますので、これを期待していきたいとこのようにも思っております。

○議長（阿部五一）

15番吉田瑞生議員。

○15番（吉田瑞生議員）

まず、資料が示されましたから、それにのっとして一、二伺います。

特別会計にされた平成19年度当初予算の資本費平準化債5億2,000万円ですが、これの、一つは、汚水と雨水の内訳を金額的に御紹介ください。

あわせて、企業会計にした場合は、この資本費平準化債が幾らになるのか、あわせて汚水、雨水の内訳についてお示し願います。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

大変申しわけございません。本日、その作業はちょっとしておりませんので、改めて作業をして、示してみたいと思います。きょうは、先ほども言いましたとおり、予算書等についても持参しておりませんので、申しわけございません。

○議長（阿部五一）

15番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

わかりました。基本的な認識だけ、この面については確認しておきたいと思います。

特別会計にしても企業会計にしても、平成 19 年度で見た場合の資本費平準化債の汚水と雨水のその金額の違いは、傾向として汚水の方の平準化債の枠の方が、雨水よりは多くなるという認識を持っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

そのとおりでございます。

○議長（阿部五一）

15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

となると、説明会のときも若干申し上げましたけれども、言うならば、使用料なり受益者負担金の適正化ということが、いわゆる資本費平準化債の借り入れ申請に当たっての経営安定化計画の策定との関連の中で、それを考え合わせていかなければならないという課題が包含されているということについても、お互い共通の認識を持っておきたいと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

そのとおりで、いわゆる借り入れについては、当然使用料に転嫁しなさいと、こういうことの方針ですので、全くそのとおりだと思います。

○議長（阿部五一）

15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

次に、先ほども若干質疑の中でありましたけれども、いわゆる下水道法上はどのように、いわゆる汚水、雨水を、上下含めて取り扱われているか。

なお、もう一方、地方公営企業法上はどのように定められておられるか、改めて説明をいただきたいと思います。

私の認識は、下水道法上は、上水道、下水道を一つのものとして法的にはとらえるという法の趣旨が示されているのではないかと理解しています。

だが、しかし、地方公営企業法は必ずしもそのようには読み取れる法文の体系にはなっていないと思いますが、御紹介いただけませんか。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

下水道法上につきましては、議員のおっしゃるとおりでございます。

公営企業法上につきましては、いわゆる任意適用ということになりますと、任意適用の前提には、「公営企業になじむもの」と。公営企業になじむものは何かということになりますと、いわゆる運営経費の七、八割は使用料で賄うことというものは、公営企業法という前提になっております。

○議長（阿部五一）

15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

私もそのように把握してよろしいのではないかという考え方です。

それらのことを踏まえて、重々検討されて、この条例の改正案が提起されたものというふうなことも含めて、理解する次第であります。

よって、内容的な議論については、必要があれば予算審議のところできり行うことに変えますが、これらの議論の積み重ねを今後とも大切に、議論としては精査をしながら、積み重ねをしながら、政策判断をしていく、財政運営なり行政運営なりに当たるということで、私も今後、そのような立場を踏襲していきたいものだとこう思っております。

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

これより討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

それでは、賛成討論の発言を許します。10 番藤原益栄議員。

○10 番（藤原益栄議員）

私どもとしましては、2 年前の 12 月議会で反対もしましたし、その後も「戻すべきだ」という主張をやってきました。それについて、当局としての一応の結論を出したというふうな受けとめております。

2 年前の措置が、やるべきではなかったという意見はあるのですけれども、被害を最小限にとどめたという点で、今回の市長の英断を評価したいと思います。

とはいいまして、平成 18 年度の 1 億 3,000 万円は返ってこないわけでありまして、これは説明会でも主張したのですが、立ちどまるチャンスは何回もあったのですが、なぜそ

ここで立ちどまらなかったのかということについては、大いに深めて、教訓化をしていただきたいというふうに思います。

それから、雨水についていろいろ議論がありましたけれども、やはりこれは財政的には企業会計化した方が、平準化債は有利になるというふうにも受けとめられるのですけれども、そもそも料金が取れない雨水は、企業としてなじむのかという問題がありますので、雨水の取り扱いについては、その時期が来たときには、慎重に、冷静にこれは議論した方がいいだろうという意見を述べまして、賛成の討論といたします。

○議長（阿部五一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（阿部五一）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 16 号 多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

○議長（阿部五一）

多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 16 号 多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。これはさきの議案第 15 号で下水道事業が地方公営企業法の適用を廃止したことに伴い、当該下水道事業が市長部局において処理することとなることにより、関係条例の所要の改正を行うものであります。

なお、市民生活に混乱が生じないよう、下水道事業は、これまで同様に現上下水道部庁舎内で対応するものであります。

詳細につきましては総務部長及び上下水道部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

それでは説明をさせていただきます。

資料3の23ページをお願いします。

まず、第1条の規定による改正であります。これは多賀城市表彰条例の一部改正でありまして、下水道事業の特別会計への移行に伴いまして、管理者の権限を行使する市長の権限に属する組織の名称が、「上下水道部」から「上水道部」に改められることから、条例第6条第1項に規定する内申及び推薦を行う各部長等中、字句の整備を含め、組織の名称を改めるものであります。

なお、昨年、第4回定例会におきまして、多賀城市組織条例の一部改正を行い、新たに市長公室を設置することとしておりますが、当該公室長を多賀城市表彰条例第6条第1項に規定する「内申及び推薦を行う者」として規定する必要があることから、今回の改正に合わせて改めるものであります。

次に、24ページをお開き願います。

第2条の規定による改正であります。これは多賀城市行政組織条例の一部改正でありまして、下水道事業の特別会計への移行に伴いまして、当該事業を所掌する長の権限に属する事務部局として、下水道部を設置するため、第1条中、建設部の下に「下水道部」を、第2条中、建設部の所掌事務の項の次に、「下水道部」を加え、その所掌事務として「下水道に関すること」を加えるものであります。

なお、第1条と第2条の新しい欄に、市長公室が記載されておきませんが、市長公室につきましては、平成19年4月1日から加わるものでありますので、現時点での条例においては、まだ市長公室は溶け込んでおりません。

次に、25ページをお願いします。

第3条の規定による改正であります。これは多賀城市行政手続条例の一部改正でありまして、第2条第6号において、この条例の実施機関に上下水道部を定義しておりますが、下水道事業の特別会計への移行に伴い、多賀城市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の名称及び組織名称が改正されることから、その施行に伴い、当該手続条例中の機関の名称等を改正するものであります。

次に、26ページをお願いいたします。

第4条の規定による改正ですが、これは多賀城市職員定数条例の一部改正でありまして、下水道事業の特別会計への移行に伴い、上下水道部の組織の名称及び定数並びに下水道事業に属する職員が、市長の事務部局に移管されることから、当該事務部局の定数を改めるものであります。

市長の事務部局の職員定数を 14 人ふやし、「356 人」を「370 人」とし、「上下水道部」を「上水道部」に改め、その属する職員定数を、「41 人」から「27 人」に改めるものであります。

次に、27 ページであります。第 5 条の規定による改正であります。これは多賀城市特別会計条例の一部改正でありまして、下水道事業の特別会計への移行に伴い、第 1 条中に下水道事業特別会計の設置を規定するものであります。

続きまして、第 6 条から第 8 条の規定による改正につきましては、上下水道部長からそれぞれ説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（阿部五一）

上下水道部長。

○上下水道部長（鈴木建治）

それでは、引き続き 28 ページをお開き願います。

第 6 条の規定による改正ですが、これは多賀城市上下水道事業運営委員会条例の一部改正でありまして、下水道事業の特別会計への移行に伴いまして、組織名称及び所掌事務等を改正するものであります。

最初に、条例の題名を、「多賀城市水道事業運営委員会条例」に改めるものであります。

第 1 条中、「及び下水道事業」を削り、組織名称を「多賀城市水道事業運営委員会」に改めるものであります。

第 2 条中、「及び下水道事業」並びに「及び下水道施設」を削るものであります。

第 3 条中、「及び下水道事業」並びに「及び下水道受益者」を削るものであります。

次に、29 ページをごらんください。

第 7 条の規定による改正ですが、これは多賀城市下水道条例の一部改正でありまして、下水道事業から特別会計への移行に伴いまして、管理者の権限が市長の権限に属するため改正するものであります。

第 2 条第 9 号であります。これは、下水道事業の管理者の権限を行う市長と、市長としての権限を区分した定義でありましたが、移行に伴い削るものであります。

第 3 条第 2 項の改正は、管理者の権限が市長の権限に属するための改正でありまして、第 4 条から、34 ページの、第 31 条までの改正は、同様の趣旨によるものであります。

次に、35 ページをごらんください。

第 8 条の規定による改正ですが、これは多賀城市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正でありまして、下水道事業の特別会計への移行に伴いまして、管理者の権限が市長の権限に属するため改正するものであります。

第 2 条第 2 項の改正は、管理者の権限が市長の権限に属するため改正するものであります。

第 3 条から、37 ページの第 16 条までの改正は、「管理者」を「市長」に改めるものであります。

次に、資料 1 の 38 ページをお開き願います。

附則であります。

最初に、第 1 項は、条例の施行期日を、「平成 19 年 4 月 1 日とする」ものであります。

次に、第 2 項であります。改正前の多賀城市上下水道事業運営委員会条例の規定により委嘱された委員は、改正後の多賀城市水道事業運営委員会条例の規定により委嘱されたものとみなすこと。

また、委員の任期は、改正前の条例の規定により、委嘱された委員の任期の残任期間と同一の期間とするものであります。

次に、第 3 項であります。改正前の多賀城市上下水道事業運営委員会条例の規定により定められた会長または副会長は、改正後の条例の規定により、会長または副会長として定められたものとみなすことを規定しております。

次に、第 4 項であります。改正前の多賀城市下水道条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなすことを規定しております。

次に、40 ページをお開き願います。

第 5 項であります。改正前の多賀城市公共下水道事業受益者負担金に関する条例の規定によりなされた排水区域の公告、負担金の賦課、その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなすことを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。12 番昌浦泰己議員。

○12 番（昌浦泰己議員）

資料 3 の 24 ページに関連があるのですけれども、いわゆる第 1 条、下水道部が市長の分掌の方に属するというございますけれども、過日の説明会において、私は、上下水道部のままでいいのではないかと話をさせていただいた。そのときには、「会計が違う。当然特別会計と企業会計の違いがある。ゆえに市長部局に下水道部を」ということなので、上下水道部の名称のままに、同じ部長が企業会計と特別会計を説明する、これは何ら不思議はないと私は思うのです。

例としましては、国民健康保険とそれから老人保健、同じ同一課長が会計の説明をやっていきます。ですから、なぜ上下水道部、この辺は、私は上下水道部のままでいいような気がしてならない。それをどうしても下水道部と上水道部というふうに分けたと。もう少し具体的な説明をお聞かせいただきたいと思っておりますので、あえて質問させていただきました。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

ただいまの御質問、前回の説明会のときもお話ありましたが、当初、この上下水道部というそういった名称ですが、そういったことも考慮しました。そして、上下水道部でもいいのではないかと、そういったことでいろいろ検討したのですが、ただ、その上下水道部、下水道を扱う上下水道部長と上水道を扱う上下水道部長、いろいろ協議といたしますか、そういった場合にはちょっと紛らわしいといたしますか、そういったことでちょっと混乱が生じるおそれがあるということで、あえてこれは上下水道部を離して、上水道部、下水道部の方がすっきりするのではないかとということで、今回、こういった形で下水道部にしたと、そういったことであります。

○議長（阿部五一）

12 番昌浦泰己議員。

○12 番（昌浦泰己議員）

確かに、今の説明ではそういう形なのでしょうけれども、結局これは兼任であるということをお聞きしておりますね。説明会でもそうになりましたから。同一人物が上水道部長と下水道部長をやってらっしゃる。この辺の方がかえって逆に私は、何といたしますか、1人でやっているのですから、むしろわかりいいのではないのかと、決裁なども早くいくので、混乱どうのこうのではないから、そのまま上下水道部のままで私は構わないと思います。

それでも、そうやりたいということでございますから、下水道部ということでこの条例案が出てきておるのですけれども、では聞きたいのですけれども、いわゆる市長の部局としては、ここの中には入っていませんけれども、市長公室長が今度4月1日から出てまいりますね。今度は下水道部、今併任でやったものを、そのまま下水道部長がだれか別の方になるという可能性もないわけではないのではないですか。これはいわゆる行革に逆行すると私は思っているのです。いわゆる7級の方がそれだけ1人ふえるのではないかと、そういうおそれがあるのですけれども、先ほどからのいろいろな議論の中で、いわゆる企業会計に平成24年度ごろにはまた戻るとのことなので、その間の暫定的な措置なのかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

上下水道部にした場合も、こちらの方の市長の部局にその上下水道部長を置くことになるわけでありまして、ですから、そうしますと、ちょっとやはりややこしくなると、紛らわしくなるということで、いずれにしましても、下水道部、それとも上下水道部というのを必ずここに位置づけをされるわけでありまして、そういった紛らわしい表現よりも、すっきりした形で、実態は兼務させるわけでありまして、はっきり下水道部の方がすっきりしていいのではないかとということで、先ほどお話ししましたように、これは上下水道部を兼務させるのだったら、上下水道部長というのがいいのではないかとそういった議論も実際にありました。ですけれども、先ほど来お話ししているように、これはやはり市長部局の下水道部と、それから上水道部を、やはり組織上は、幾ら兼務しておっても、組織上はやはり明確にする必要があるのではないかとということで、あえてこの下水道部を設置すると、そういった形であります。

○議長（阿部五一）

12 番昌浦泰己議員。

○12 番（昌浦泰己議員）

どうも力点が上水道部、下水道部の部長の話になっているようですが、私は質問の後段の方を聞きかかったのです。いわゆる兼務のまま推移していくのかどうか。新たに下水道部長というのを、例えば、市長の権限ですから、仮の話、7月1日付とか、10月1日付に下水道部長が新たに発令などということになってしまったら、やはり7級の職階の方が1人ふえることになるのではないかと。

そういうことでありますので、将来に関しては漠然としてわからないかもしれないけれども、併任のままですって、いずれ企業会計等となったときには、また上下水道部などという構想があるのかどうかということ、私はお聞きしたわけでございます。

○議長（阿部五一）

総務部長。

○総務部長（平塚訓章）

そのとおりであります。新たにこの下水道部をつくったといたしましても、当面と申しますか、ずうっと併任で発令をするということでもありますから、決して管理職、偉い人を1人ふやすわけではありませんので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

大したことはないのですが、ちょっとお聞きしたいのですが、資料1の36ページ、37ページ、これでいくと、ちょっと気になったのは、水道事業を水道の条例改正、下水道の条例ということになりますね。なのにかかわらず、上水道部長というのが出てくるのは、36と37ページだけなのです。それで、あとは全部見ていくと、水道事業、水道の関係、上水道という文言は出てこないのです。それであれば、この事業の水道事業というかわりの中で、水道部長というふうな名称でないと、条例とのかかわりはどうなるのですか。上水道とつけた。ただ二つだけです、上水道とつけたのは。職員のと、それから上水道部長だけ。あとは条例が全部水道事業に関するもので来ているのですけれども、その辺はどう解釈したらいいのですか。

○議長（阿部五一）

行政管理課長。

○行政管理課長（伊藤敏明）

ただいまの御質問は、この条例上、「水道事業」となっているので、そのまま水道部長でもいいのではないかとというような質問の御趣旨かと存じますけれども、これもいろいろ検討する段階で話にはなりましたが、ここではその上下水道部庁舎と申して、市民に向けた案内を、そのまま上下水道部の庁舎でその事務を取り扱いますといったような観点から、上水道、下水道あわせてその上下水道部の庁舎という表示を変えないでいくべきではないかということで、その上水道部、下水道部とさせていただきますという経緯がございます。

○議長（阿部五一）

21 番竹谷英昭議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

わかるのですけれども、部長と部の職員の配置だけなのですね、これを使っているのは。あと全部水道なのですね。ですから、ちょっと条例上、大丈夫なのかと思ったものですから、問題ないということであれば結構です。

○議長（阿部五一）

行政管理課長。

○行政管理課長（伊藤敏明）

問題ないということで、文書法令係との打ち合わせは済んでございます。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 16 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 19 議案第 18 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について

日程第 20 議案第 19 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について

○議長（阿部五一）

この際、日程第 18、議案第 17 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから、日程第 20、議案第 19 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでを一括議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 17 号から議案第 19 号まで、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更及び宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてであります。これらは地方自治法の一部改正に伴い、普通地方公共団体に準じて、助役という呼称を副管理者、または副組合長とし、あわせて収入役制度を廃止し、会計管理者制度に移行するため、規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 17 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部五一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 20 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について

○議長(阿部五一)

日程第 21、議案第 20 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(阿部五一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(菊地健次郎)

議案第 20 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更についてであります。これも地方自治法の一部改正に伴い、普通地方公共団体に準じて収入役制度を廃止し、会計管理者制度に移行するとともに、吏員を職員に改正するため規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(阿部五一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。3 番伊澤貞夫議員。

○3 番（伊澤貞夫議員）

資料3の41ページの、第10条第2項で、旧ですけれども、「消防職員以外の職員」ということが、今度「職員」に変わるのですけれども、これの説明をひとつお願いしたいと。

それから、あと、今現在、消防事務組合の管理者、それから副管理者、会計管理者はだれがやっているかを教えていただきたいのです。

それから、もう一つありますが、消防事務組合の現在の、これを見ますと、条例の定数は何名になっているのかということで、現在の職員の数はいくつあるのかということをお教えいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（阿部五一）

交通防災課長。

○交通防災課長（伊藤一雄）

それでは、第1点目の、「消防職員以外の職員」ということで、旧規約の方でございますけれども、これにつきましては、このたびの地方自治法改正によりまして、吏員制度の廃止というのが前提でございます。

これはどのようなことかと申しますと、従来から職員の区分とされてきておりました吏員及びその他の職員の区分、これには事務吏員及び技術吏員の区分があったわけですが、これは廃止されまして、職員に一本化される改正が行われました。

これらの区分につきましては、職員が特定の職につくことや事務処理を行うことの可否を目安として機能してまいりましたが、事務の複雑化、多様化により、明確な区分ができなくなっているとの実態があることから、これを廃止して、長の補助機関としての職員に統一されたと、このようなことでございます。

それから、もう1点の、現在の組合の職員定数ということでございましたが、塩釜地区消防事務組合の職員定数につきましては、条例定数では227人となっております。

そして、2月1日現在の職員数は222人という人数となっております。

管理者は塩竈市の市長でございますが、副管理者につきましては、塩竈市を除く構成市町の各市長なり町長となっております。

○議長（阿部五一）

3番伊澤貞夫議員。

○3番（伊澤貞夫議員）

ありがとうございました。私も内容が初めてでわからないものですから、あえて質問しました。ありがとうございました。

○議長（阿部五一）

ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 21 号 宮城東部衛生処理組合理約の変更について

○議長（阿部五一）

日程第 22、議案第 21 号 宮城東部衛生処理組合理約の変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 21 号 宮城東部衛生処理組合理約の変更についてであります。これも地方自治法の一部改正に伴い、普通地方公共団体に準じて収入役制度を廃止し、会計管理者制度に移行するとともに、助役を副市長とする改正及び吏員を職員とする改正を行うため、規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 22 号 塩釜地区環境組合規約の変更について

○議長（阿部五一）

日程第 23、議案第 22 号 塩釜地区環境組合規約の変更についてを議題といたします。

職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（阿部五一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 22 号 塩釜地区環境組合規約の変更についてであります。これも地方自治法の一部改正に伴い、普通地方公共団体に準じて収入役制度を廃止し、会計管理者制度に移行するとともに、助役を副市長とする改正及び吏員を職員とする改正を行うため規約を変更することについて、地方自治法第 290 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。よろしく願い申し上げます。

○議長（阿部五一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（阿部五一）

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 23 号 平成 18 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 25 議案第 24 号 平成 18 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 26 議案第 25 号 平成 18 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 27 議案第 26 号 平成 18 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 28 議案第 27 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 29 議案第 28 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（阿部五一）

この際、日程第 24、議案第 23 号 平成 18 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 29、議案第 28 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）までを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。

○市長（菊地健次郎）

議案第 23 号 平成 18 年度多賀城市一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出にそれぞれ 1 億 1,638 万 6,000 円を追加し、総額 181 億 7,873 万 7,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、国民健康保険特別会計及び老人保健特別会計への繰出金、県事業鉄道高架負担金、山王小学校及び城南小学校屋内運動場耐震補強事業費、生活保護扶助費の増

額補正、後期高齢者医療制度創設に伴う経費の追加補正、多賀城小学校校舎改築事業費の減額及び各事務事業において事業費が確定したことによる補正であります。

歳入の主なものは、市税及び生活保護費国庫支出金の増額補正並びに蓮沼苑公園墓地使用許可譲渡料、財政調整基金、教育施設及び文化施設管理基金繰入金及び長寿社会対策基金繰入金の減額補正であります。

また、国の補正予算に伴う県事業鉄道高架負担金の市債及び学校施設耐震化事業に係る国庫支出金及び市債の追加補正であります。

なお、多賀城小学校校舎改築事業等において、繰越明許費を設定するものであります。

さらに、自家用電気工作物保安管理業務委託等に係る債務負担行為の追加及びすみれ学級プレハブ借上料等について、債務負担行為の変更を行うものであります。

続いて、議案第 24 号 平成 18 年度多賀城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)は、歳入歳出にそれぞれ 2 億 2,047 万 5,000 円を追加し、総額 49 億 2,684 万円とするものであります。

歳出の主なものは、療養給付費及び保険財政共同安定化事業拠出金の増額補正等を行うものであります。

歳入の主なものは、療養給付費負担金、保険財政共同安定化事業交付金及び基金繰入金の増額補正等を行うものであります。

なお、電算システムの改修事業におきましては、繰越明許費を設定するとともに、レセプト点検業務委託等につきましては、債務負担行為の追加を行うものであります。

続いて、議案第 25 号 平成 18 年度多賀城市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)は、歳入歳出にそれぞれ 7,111 万円を追加し、総額 38 億 7,380 万 9,000 円とするものであります。

歳出予算につきましては、医療費の伸び率が当初見込みより高かったため、医療給付費、医療費支給費及び高額医療費の増額補正を行うものであります。

歳入予算につきましては、医療費の増額に伴う支払基金交付金及び一般会計繰入金等の増額補正並びに収入見込額決定に伴う国庫負担金及び県負担金の減額補正を行うものであります。

なお、レセプト点検業務委託について債務負担行為を追加するものであります。

続いて、議案第 26 号 平成 18 年度多賀城市介護保険特別会計補正予算(第 3 号)は、保険事業勘定におきましては、歳入歳出からそれぞれ 2,036 万 4,000 円を減額し、総額 22 億 1,822 万円とするものであります。

歳出の主なものは、平成 18 年度決算見込額に基づき、居宅介護サービス等給付費及び施設介護サービス等給付費の減額補正並びに地域密着型介護サービス等給付費、居宅介護サービス等計画給付費及び高額介護サービス費の増額補正を行うものであります。

また、医療制度改革に伴う特別徴収一本化に対応するための介護保険システム改修業務委託費の増額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、介護給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、介護給付費（国庫）負担金、支払基金交付金、介護給付費(県)負担金及び一般会計繰入金の減額補正を行うものであります。

なお、医療制度改革に対応する介護保険システム改修事業について、年度内に事業を完了することが困難であることから、繰越明許費の設定を行うものであります。

なお、平成 19 年 4 月 1 日より業務を開始する委託業務等について、平成 18 年度中に契約締結するため、債務負担行為の追加補正を行うものであります。

介護サービス事業勘定におきましては、歳入歳出からそれぞれ 1,993 万 5,000 円を減額し、総額 506 万 5,000 円とするものであります。

歳出の主なものは、平成 18 年度決算見込額に基づき、介護予防ケアプラン作成業務委託費の減額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、平成 18 年度決算見込額に基づく介護予防サービス費等計画費収入の減額補正と、これに伴う一般会計繰入金の増額補正を行うものであります。

また、平成 19 年 4 月 1 日より業務を開始する委託業務等について、平成 18 年度中に契約締結するため、債務負担行為の追加補正を行うものであります。

続いて、議案第 27 号 平成 18 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）は、収入の主なものは加入金及び下水道会計負担金の増額、受託工事収益及び一般会計負担金の減額を行うものであります。

支出の主なものは、消費税及び企業債償還金の増額、委託料、修繕費及び受水費等の減額補正を行うものであります。

最後に、議案第 28 号 平成 18 年度多賀城市下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、収入の主なものは、雑収益、分担金及び負担金の増額補正を行うものであります。

支出の主なものは、負担金及び建設改良費の請負工事費の増額補正並びに企業債利息の減額補正を行うものであります。

また、債務負担行為の追加、企業債の変更を行うものであります。

○議長（阿部五一）

お諮りいたします。本案 6 件については、委員会条例第 6 条の規定により、20 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件については、20 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 20 人を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部五一）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員 20 人の諸君を、補正予算特別委員に選任することに決しました。

○議長（阿部五一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 2 月 20 日は休会といたします。

来る 2 月 21 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 15 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 19 年 2 月 19 日

議長 阿部 五一

署名議員 小林 立雄

同 昌浦 泰己